令和元年第４回葛城市議会定例会会議録（第２日目）

１．開会及び延会　　令和元年１２月１１日　午前１０時００分　開会
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午後　４時５１分　延会

２．場　　　所　　葛城市役所　議会議場

３．出席議員15名

１番　杉　本　訓　規	２番　梨　本　洪　珪
３番　吉　村　　　始	４番　奥　本　佳　史
５番　松　林　謙　司	６番　谷　原　一　安
７番　内　野　悦　子	８番　川　村　優　子
９番　増　田　順　弘	10番　岡　本　吉　司
11番　西　井　　　覚	12番　藤井本　　　浩
13番　吉　村　優　子	14番　下　村　正　樹
15番　西　川　弥三郎	

欠席議員０名

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市　　　長	阿　古　和　彦	副　市　長	松　山　善　之
教　育　長	杉　澤　茂　二	企画部長	吉　川　正　人
総務部長	吉　村　雅　央	市民生活部長	前　村　芳　安
都市整備部長	松　本　秀　樹	産業観光部長	早　田　幸　介
保健福祉部長	巽　　　重　人	こども未来創造部長	中　井　浩　子
教育部長	森　井　敏　英	上下水道部長	西　口　昌　治
会計管理者	門　口　昌　義		

５．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩　永　睦　治	書　　記	吉　村　浩　尚
書　　記	関　元　　　瞳	書　　記	福　原　有　美

６．会議録署名議員　　10番　岡　本　吉　司　　11番　西　井　　　覚

７．議事日程

　日程第１　一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏　　名	質疑方法	質　　問　　事　　項	質問の相手
1	4	奥本　佳史	一問一答	プログラミング学習の取組みの方向性について	教育長 担当部長
				企業のサテライトオフィス誘致について	市　長 担当部長
2	5	松林　謙司	一問一答	骨髄バンクドナー登録について	市　長 担当部長
				『暗所視支援眼鏡』の日常生活用具給付事業の追加対象について	市　長 担当部長
				『多胎児家庭』の支援について	市　長 担当部長
3	2	梨本　洪珪	一問一答	「葛城市人口ビジョン」について	市　長 担当部長
				民間委託におけるコンプライアンス基準について	市　長 担当部長
4	7	内野　悦子	一問一答	ロタワクチン予防接種について	市　長 担当部長
				防災減災の取り組みについて	市　長 担当部長
				葛城市の斎場建設について	市　長 担当部長
5	6	谷原　一安	一問一答	増大するゴミ処理費を節減する入札・契約改革について	市　長 副市長 担当部長
				葛城市発展ビジョンについて	市　長 教育長 担当部長
6	9	増田　順弘	一問一答	洪水対策について	市　長 担当部長
				野良猫対策について	担当部長
7	3	吉村　始	一問一答	尺土駅周辺の整備について	市　長 担当部長
				公共（集客）施設について	市　長 教育長 担当部長
8	1	杉本　訓規	一問一答	中学校の部室について	市　長 教育長 担当部長

				インフルエンザ予防接種助成について	市　長 担当部長
９	１３	吉村　優子	一問一答	指定避難所の整備について	市　長 教育長 担当部長
				ファシリティマネジメントについて	市　長 担当部長
１０	８	川村　優子	一問一答	葛城市第１期障がい児福祉計画の進捗について	市　長 担当部長
				発達障害者支援法におけるペアレントメンターについて	市　長 担当部長
				家電リサイクル対象品の回収について	市　長 担当部長
１１	１５	西川弥三郎	一問一答	葛城市内の都市計画法・建築基準法・農地法に対する違反の状況及び県との連携による指導、実績	市　長 担当部長

開　会　午前１０時００分

下村議長　ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年第４回葛城市議会定例会第２日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１、一般質問を行います。

申し上げます。去る11月29日の通告期限までに通告されたのは11名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、11名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、４番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

奥本佳史君。

奥本議員　皆様、おはようございます。奥本佳史でございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。本日、私からは２問質問させていただきます。１つ、プログラミング学習の取り組みの方向性について。２つ、企業のサテライトオフィス誘致についてです。

なお、以降の質問は質問席よりとり行わせていただきます。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　それでは、早速始めます。

まず、１番目の質問として、プログラミング学習の取り組みの方向性についてです。これまで一般質問で何度か義務教育として始まるプログラミング教育の環境整備に関しまして、パソコン等の機材導入計画について伺ってまいりました。今回は、実際に教科として授業を進める上におきまして、教材の選定と授業の進め方について伺った後に、提案をさせていただきたいと思います。

まず最初、令和元年度予算でハード選定研究用として導入した機材の活用状況と、その後の機材選定の進捗状況をお伺いいたします。

下村議長　森井教育部長。

森井教育部長　おはようございます。教育部長の森井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本議員の、機材の選定の進捗状況につきましてお答えさせていただきます。プログラミング教育用機材の選定につきましては、学校教育課と各小・中学校から１名選出されるメディア部会担当の先生方とで選定を進めているところでございます。まず、タブレット端末につきましては、奈良県立教育研究所、教科・情報研究部ＩＣＴ教育係からのアドバイスをいただきながら、低学年、特別支援学級にも使用することを考慮し、直観的に使用できるアップル社のｉＰａｄ21台を７月に調達いたしました。これは、１クラス当たり２人

に１台使用できる計画となっております。ソフトウェアにつきましては、各校の既存のパソコンルームにあるデスクトップパソコン45台に、プログラミング学習の基本ソフトであるスクラッチを導入済みでございます。そして、教材については、同じく、奈良県立教育研究所、教科・情報研究部ＩＣＴ教育係からアドバイスをいただきながら、７月に研究用として３種類、10セットを調達いたしました。内訳としましては、エムボットという自走式パーツに各種センサーを載せて制御可能なミニロボット、マイクロビットという、本日付の新聞にも紹介されてます、イギリスで開発された教育用マイクロコンピューター、それとメッシュという、センサー機能を内蔵したブロックの３種類の教材です。また、この３種類の教材に加えまして、奥本議員によるプログラミングの勉強会でも扱われました、低学年から高学年まで活用できる汎用性の高いアーテックブロックの計４種類について、現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　２学期から教材研究も始まりまして、あと残すところ４カ月で実際の教育が始まります。導入までの期間は余りないんです。現在、教育委員会におかれましては、幼・保の無償化とかの絡みで、非常に時間を割けない事情もございましたので、私が議員としてサポートできることは何かと考えまして、議会の厚生文教常任委員会でのＩＣＴ教育先進地の佐賀県武雄市の視察、それから、個人的な議員活動の一環として、プログラミング教材に関する情報収集と調査、議員有志、教育委員会、メディア部会の先生を交えたプログラミングの勉強会を開催して、こちらの方でも教材検討を進めてまいりました。その際、注意した点としまして２つございます。１つ、初めてプログラミングに接する子どもたちが、興味を持って積極的に取り組めるか。２つ、教える先生方に余り負担がかからないか。この２点を踏まえて、最終的に条件を満たす教材として、ドローンを使ったプログラミングであったり、ブロックを使ったプログラミング、ロボットのプログラミングの３種類の教材が検討する価値があると判断いたしました。授業の進め方についても、学年ごとの習熟度に応じて教材を組み合わせる方法が最適ではないかとの結論に至ったわけなんですけども、これを踏まて、教材導入についての教育委員会の見解を聞かせてください。

下村議長　森井教育部長。

森井教育部長　ただいまのご質問の、教育委員会の考え方でございますが、議員のご指摘のとおり、勉強会に参加した職員の意見を聞いても、単一のプログラミング教材を全学年で使うことは、教える側も大変とのことであります。学年に応じたプログラミング教育を進めるのが適切でないかと考えております。具体的な内容としまして、小学校１・２年生の低学年では、タブレット等を使用しない形で、生活科の時間の中で実施、３・４年生の中学年では、タブレット等とプログラミング教材を利用した内容、５・６年生の高学年では、算数、理科の単元の中での活用と、授業委託による高度なプログラミング体験も可能な授業を検討しているところです。

以上でございます。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　学年により教材を使い分けるという方向性が見解として一致しているということでしたけども、今のお話の中で、小学校１・２年生はＩＣＴ機器を使わない授業を行うということでしたけども、これは、以前に教育長がおっしゃってる、ＩＣＴ機械を使わない、論理的思考を育む教育を指していると思われるんですけども、この半年でＩＣＴ教育を取り巻く状況が大きく変化しております。ご存じのように、先ごろ政府が総事業費4,000億円から5,000億円をかけて、小学校５年生から中学生までは2022年度までに、小学校１年生から４年生までは2024年度までに、全ての児童・生徒に１人１台の学習用パソコンまたはタブレット型端末を無償配備すると決定しております。となると、小学校１年生もＩＣＴ機器を使うプログラミング教育を行うことを国が示したともとれるんですけども、この点についてはどうお考えでしょうか。

下村議長　森井教育部長。

森井教育部長　学校におけるＩＣＴ教育環境整備に係る国の補正予算の内容についてでございますが、詳しいことにつきましては、今月24日に、市町村教育長会議において説明と報告がある予定でございます。教育委員会からは教育長及び担当課長が出席を予定しております。このことから、会議での説明内容を確認した後、対応につきましては検討していきたいと考えております。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　市町村教育長会議を受けて再検討されるということで承知いたしました。

そしたら、次に、学校のＩＣＴ環境の保守について伺います。プログラミング教育の開始に伴いまして、パソコンやタブレット端末、通信機器を利用する教材等の利用頻度が増して、学校ネットワーク設備の負担が増大することが予想されます。良好なネットワーク環境の維持、保守が重要となるので、学校ＩＣＴ機器のトラブル対応も含めた保守作業が今以上にふえることが予想されます。

葛城市の行政関係のＩＣＴ担当は、情報推進課がその責任を負っておりますけども、教育現場のＩＣＴ担当は専任の担当部署もなく、教育委員会学校教育課の１人の職員が、日常業務をこなしながら対応しております。明らかなオーバーワークです。周辺自治体を聞きますと、教育委員会内にＩＣＴ担当専任の職員が数人配置されているところがほとんどです。また、議会視察で行った武雄市においては、教育委員会内にＩＣＴ推進室を設けて、専任担当者３名に加え、各校にＩＣＴ支援員を配置されておりました。同様の措置をとれとは申し上げませんけども、ネットワーク保守の外注化であったりとか、来年度から始まる任期付職員制度を利用した専門人材の雇入れなどの対応をとる必要があると考えるのですが、この点についてはどうお考えでしょうか。

下村議長　森井教育部長。

森井教育部長　葛城市では、小・中学校のネットワーク化を早くから導入しており、個人情報などを扱うネットワークと、インターネット等外部との接続可能なネットワークの２種類の回線に加えて、インターネット等外部接続可能なネットワークにはＷｉ―Ｆｉ環境を整えている状

況でございます。結果として、各学校において２系統のネットワーク管理が求められますので、効率的な運用体制を構築することは必須条件であります。プログラミング教育が始まると、情報機器の接続はＷｉ―Ｆｉ接続が主流となりますので、通信回線保守と整備も今後の課題であると考えております。

学校現場のパソコントラブル、復旧作業などの保守対応につきましては、学校教育課の職員が出向いて対応に当たっておりますが、そもそも職員が現場に出向いて保守するというのが正しいのかということに立ち返る必要もあることから、事務のあり方と機器の保守業務につきまして、今後研究する必要があると考えております。

ＩＣＴ関連の新しい業務対応を民間事業所の活用が可能かなど、今度の安定した業務の構築に向けて検討しているところでございます。

以上です。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　ＩＣＴ機器の保守については、マンパワー不足を解消した効率的な運用をお願いしておきます。

続きまして、学校の先生方の負担についてお伺いします。2020年度は戦後最大の教育改革とも言われ、プログラミング教育に加えて、道徳教育、英語教育が小学校で同時実施となります。教職員負担が増すのが明らかになっており、その一方で、文科省が進める教員の働き方改革という相反する要因を成立させないといけません。そのためには、ＩＣＴ支援員をはじめとする外部能力の活用が鍵になると考えますが、いかがでしょうか。

下村議長　森井教育部長。

森井教育部長　現在の学校現場では、英語教育につきましては平成23年度の必修化を踏まえて、令和２年度からの教科化となります。また、道徳教育についても小学校で令和２年度から教科化され、プログラミング教育の必修化も加わることで、来年度から教職員の負担が更に増すことが予想されています。教育委員会では、これまで外国語指導員、ＡＬＴの配置を行うなど、教職員の負担軽減とレベルの高い教育を目指してまいりました。こと教員にとって初めての対応となる新しい内容であるプログラミング教育に関しましても、専門的知識を要するＩＣＴ支援員の導入や教育委員会内での担当係の設置、プログラミング教育の授業の外部委託などの可能性を、引き続き研究していきたいと考えております。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　今、全く新しい教科であるプログラミング教育については、何らかの授業支援体制を構築するということで、外部の支援を検討されていくということでしたけども、ここで１つ、私から提案がございます。先ほど、私がプログラミング教材の研究を行ったと申し上げましたけども、その中で非常に特筆すべき事例がございました。それを紹介したいと思います。その教材ですけども、これまでの一般質問でも何度か紹介させていただいております、本市出身の世界的なロボット研究者の吉藤健太朗さんが開発した分身ロボット「ＯｒｉＨｉｍｅ」、これは、実は、吉藤さんの経営するオリィ研究所で、新たな事業分野として、今後、「ＯｒｉＨｉｍｅ」を活用したプログラミング授業を計画されております。この情報をいち早く私

はつかみましたので、秋口からその授業の準備となる学習教室をタイアップした有料のプログラミング教室を、特に関西で初開催になるということでしたので、無理を言って、市教委の担当者とメディア部会の先生との３人で見学をさせていただきました。その授業の内容というのが、これまでのほかの教材会社や教育産業が提供している教材とは一線を画す画期的なものだったんです。具体的にどういうことかと申しますと、通常のプログラミング教材が、文部科学省のいう論理的思考を構築するために、ある程度決まった流れの中での学習を想定しているのに対しまして、「ＯｒｉＨｉｍｅ」プログラミング教室は、課題の発見に始まって、その課題をプログラミングを使って解決するために、それまで獲得したあらゆる知識を総動員して解を導き出すという方法、それを通じて論理的思考を身につけるという点でした。そもそも、オリィ研究所の「ＯｒｉＨｉｍｅ」というのは、身体障がいを持つ方が、分身ロボットを通じて健常者のごとくコミュニケーションをとったり、働いたりするということを可能とする社会問題の解決を目指しているため、ほかの教材とはこういう違った特徴を持ったものと思われます。当日同行した市教委の担当者とメディア部会の先生にも感想を伺ったんですけども、これは非常に学校教育の、今現状のやってるところの延長上につながる教育ではないかという評価をされておりました。

話を戻しまして、葛城市で、さっき部長がおっしゃったように、外部の事業者を活用するということでしたら、せっかくなので葛城市にとって縁の深い吉藤氏の取り組みとタイアップするというのは、１つ手ではないかと思う次第でございます。それによって他の自治体とは違った特色あるプログラミング教育が実現できると思いますし、吉藤氏自身が国際的にも非常に評価が高い方で、例えば、米フォーブス誌の「アジアを変える若手20人」に選ばれていることもあって、子どもたちが、自分たちが勉強するプログラミングを学ぶ延長上にこういう可能性があるということを示すことにもつながると思います。また、市にとっても非常にニュース性の高い事業にもなると考えられます。

ちなみに、オリィ研究所のプロジェクトの担当者に、「ＯｒｉＨｉｍｅ」プログラミング教室を葛城市で導入することは可能ですかと聞いたんですけども、実は、同様のオファーが既に２つの自治体からあるそうなんですけども、せっかく吉藤氏とご縁のあるところからの申出ですので、機会をいただけるのであればぜひやらせてほしいという、そういう回答をいただいております。

以上、提案に関しまして、教育長と市長のご意見を伺えますでしょうか。

下村議長　杉澤教育長。

杉澤教育長　教育長の杉澤でございます。

数回にわたりまして、プログラミング学習についてのさまざまなご提案をいただいてありがとうございます。１つ、お話しする前に確認しておきたいんですが、プログラミング学習は教科ではないんです。プログラミング学習を教育の中で進めていきましょうということですので、我々教育委員会としても大変苦しいところでございまして、限られた時間があって、さまざまなことを教える中でプログラミング学習を進めていけということですので、どういうふうに融合させていくかということが大きな課題となっております。

それで、先ほどから部長が申しておりますようなさまざまな機械等も入れまして、体験はさせたいということで、昨年度から予算もつけていただいて、さまざまなものを導入させていただいております。

今、ご提案いただきました吉藤さんの「ＯｒｉＨｉｍｅ」、これも参加した職員とか教師の方から聞いておりますと、先ほど言われたエムボットとか、ほかのやつはその時間だけ、本当にお遊び的に使うしかないんですけれども、この「ＯｒｉＨｉｍｅ」は、ほかの教科との連動もさせながらできるということですので、考慮していく内容かなというふうに思います。ただし、先ほど議員の方からおっしゃったさまざまな要因、うちの市の出身の方であるとかいうことは、申しわけない、教育委員会としては、それはまず置いといて、それを導入したときに教師が負担なく教えていけるかということも、これを一番の中心に据えていきたいというふうに考えております。

先ほど部長の方からあった答弁の中で、１つだけつけ加えたいんですが、今月24日に、教育長を集めて今後の国の方針等について説明があるようなんですけども、行く前の私の考えとしては、例えば、今回の議会でこれを先取りして全部入れると、こういうふうになったとしても、私としては、ちょっと待ってくださいというような環境だと思うんです。というのは、先ほどこれも説明がありましたが、環境整備の方をしっかりしておかないとただの箱になってしまう。そういうふうなことも考えて、今後の教育の中で、先ほどから議員が言っていただいておりますように、教師の負担を可能な限り抑えて、高い効果を上げる、そちらの方に持っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

下村議長　阿古市長。

阿古市長　貴重な提案をいただいたように、ご意見を拝聴しておりました。教育長の答弁もございましたように、前向きに取り組んでいきたいと思っております。私の方は、教育現場に対して物を申す立場ではございません。ただ、その予算づけの部分は、教育という観点の中で最大限の効果が出るように予算づけをしていくということでございますので、教育委員会の結論が出ましたら、速やかに予算づけをしていきたいという思いでございます。

以上でございます。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　ありがとうございました。葛城市に特色あるＩＣＴ教育が実現することを期待しております。今、予算の話が出てまいりましたけども、そうしたら、ＩＣＴ教育の一番お金がかかる部分というのはハード整備なんですけども、参考までに、市内全ての児童・生徒に１人１台のパソコンを導入すると仮定した場合ですけども、どれくらいかかるのかというのを計算してみました。基準となるのが、議会で視察に行った武雄市なんですけども、武雄市の、年度によって導入費用も異なるんですけども、その平均値をとって、現在の葛城市の児童・生徒の人数を換算して計算しますと、２億円強の整備費用が必要となります。こんなんをいきなり出せというのも到底できないのは明らかなので、そこまですぐにはできないのはわかってるんですけども、ただ、先ほど申しましたように、国の緊急予算措置が発表されております。

これをできるだけ早く獲得して、それに役立てるということが一番近道ではないかと思いますので、引き続き情報をとって、そのあたりの対応をお願いしたいと思っております。

また、ＩＣＴの支援員に関しましても、これも文科省が適正配置基準というのを決めておりますので、その辺も早期に実現できるようにお願いして、今の最初の質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、２番目の質問としまして、企業のサテライトオフィス誘致についてです。本年３月定例会に提出されております平成31年度市長施策方針では、産業振興による地域の稼ぐ力の向上のくだりで、企業誘致は、工業系ゾーンとして設定されている薑、新町地区に、県との連携を深めながら優良企業等の誘致、受入れを優先的に行うとあります。京奈和自動車道の全線開通に向けて、沿線自治体では工業地域、準工業地域等を再整備しての対応を表明しているところもあって、市長も企業誘致を目指すと明言されているところでございます。

今回の私の質問は、この企業誘致につきまして、現状の分析と課題、そして葛城市にふさわしい新たな企業誘致施策の提案を行いたいと思います。それでは、まず初めに、現在の葛城市の企業誘致の状況について確認させていただきたいと思います。現在の葛城市の企業誘致を考える際に、ベースとなる旧町時代の施策をひもとく必要があると思いますので、まずは旧新庄町・當麻町時代の企業誘致手法についての違いを、産業観光部長にお願いしたいと思います。

下村議長　早田産業観光部長。

早田産業観光部長　おはようございます。産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いします。

まず、旧新庄町の企業誘致手法でございますが、柿本地区、南花内地区を準工業地域として、また新町、薑地区を工業地域として、都市計画区域の用途を定めた中で企業誘致をしてまいりました。一方、旧當麻町では、農業施策を中心としたまちづくりを行ってきた経緯があり、兵家地区の工場集約地については、都市計画区域として用途地域が線引きされた昭和45年12月28日以前より工場が集約して立地しており、現在は市街化調整地域における既存建築物として都市計画法の範囲内で土地利用の保全、活用を行っている状況であり、行政が中心となって企業誘致を行い、形成されたものではございません。

以上でございます。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　旧町時代の施策として、旧新庄町が産業誘致を前提とした都市計画による地域整備の手法であったのに対し、旧當麻町では農業施策を中心としたまちづくりであったため、局地的に後から都市計画で用途地域を線引きしたという、異なる成り立ちでありました。

それでは、次に、合併後の状況ですけども、本市の最上位計画である葛城市総合計画は、10年という長期的視点に立ったまちづくりの基本となるもので、平成29年からは第２次総合計画に移っております。この第２次総合計画で明示される葛城市都市計画マスタープランにおいて、旧新庄町時代を踏襲して、新町、薑地区が、いびつな形ではあるんですけども、工業ゾーンに指定されております。一方、旧當麻町時代に線引きされた兵家地区は、農業振興

集落保全ゾーンに入っておりまして、それぞれの現在の土地利用状況はどうなっているのか。それを都市整備部長にお伺いします。

下村議長　松本都市整備部長。

松本都市整備部長　おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

それぞれの土地利用状況ということでございます。まず、新町、薑地区の工業地域における工場立地状況でございますが、企業数33企業の工場が立地しております。全体面積約42万3,000平方メートルのうち、空き面積１万8,541平方メートルとなっております。比率換算で残り４％となっており、まとまった一団の土地が少なくなっているといった状況でございます。

次に、兵家地区の工場集約地の立地状況につきまして、現在10企業の操業をしておりますが、工業ゾーンの指定を受けていないため、新規に企業を誘致することはできないものでございます。また、既存の企業も新たに建屋の更新ができないという状況でございます。

以上でございます。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　現在の工業ゾーンの空きが非常に少なくなっており、かつ、まとまった土地がなくなっているということが現状としてわかりました。では、売れ残っている土地に企業が進出してこないかという詳しい分析が恐らくできていないものと思われるんですけども、土地の用途指定を行ってまとまった土地を用意しましたので、企業さん、来てくださいよと、こういう風呂敷を先に広げるやり方は、これまで従来のやり方だったんですけども、売り手、つまり行政側の都合を押しつけているということと同じで、今まではそのようなやり方も通用したのかもしれませんけども、現在は、どの業種においても極限までコストを切り詰めて、効率的な経営を求めております。そういった中で各企業が、その土地で自分の会社が描く活動ができるのかと。その活動の絵を実現するために、どういう立地であるか、どのような整備が必要かという、そういう買い手側、つまり企業視点に立った計画が本来求められるべきだということに気づく必要があります。ところが、残念なことに、県内のほかの自治体においても、いまだに、京奈和自動車道が開通しました。交通の便がよくなりましたので、進出企業がふえるだろう。だから工業ゾーンを整備しようと。非常に短絡的な三段論法で取り組んでいるところが多いのが現状です。本当に努力すべきところは、マーケティングリサーチとその対応に知恵を絞ることではないでしょうか。

話を現在の葛城市工業ゾーンに戻しますけども、現在の都市計画での市街化区域への企業誘致は、先ほども申しましたように、限界が近づいてきております。そうなってくると、市街化調整地域における企業誘致という、従来にない発想もできるのではないかと考えるのですが、現状でそのような市街化調整区域の企業誘致は可能であるのか。また可能であれば、その条件はどうなっているのかということを教えてください。

下村議長　松本都市整備部長。

松本都市整備部長　都市整備部の松本でございます。

ただいまの質問についてでございますが、市街化調整区域での開発行為は、原則として、

以前に建築されていた住宅の建替えや農家住宅の新築が主な内容となります。それ以外の用途の建築物は、奈良県の開発基準に該当するもののみ可能となっております。可能性があるケースは２つの場合が考えられますが、まず１つ目として、都市計画法第34条11号の区域において事務所兼用住宅として建築するものでございます。その条件といたしましては、兼用住宅は非住宅部分の床面積が50平方メートル以下で、かつ、建築物の延べ面積の２分の１未満で、その建物に住居していることとなっております。

２つ目といたしまして、空き家を活用する場合でございます。奈良県の開発許可制度に関する審査基準の提案基準21、既存建築物の再活用で可能な場合がございます。ただし、建築できるものといたしましては、第一種住居地域に建てられるものに限られております。

以上でございます。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　現在の工業ゾーン以外の市街化調整区域への進出を希望する企業があった場合ですけども、新たな開発行為が許される場合は、既存住宅の建替えと農家住宅の新築に限定されてはいるものの、２つ方法があって、１つ、都市計画法の開発許可基準に沿って条件を満たした事務所兼住宅の新築のケース。２つ、県の開発許可制度にのっとった空き家の再活用という２つの方法をとることで対応が可能ということでした。

以上を踏まえまして、私から今回の質問の主題であります、サテライトオフィスの設置の提案に入らせていただきます。国土交通省の総合政策局政策課が2018年に公表した平成29年度国土交通白書では、三大都市圏に住む20代の４分の１が地方移住に関心があると。そして子育て世代が、仕事と生活の調和を意味するワークライフバランスを重視しており、国や自治体による地方移住や二地域居住などの居場所づくりを支援すべきと結論づけています。ちなみに、二地域居住というのは、都市部と地方に２つの拠点を持って、定期的に暮らしと仕事の拠点を切りかえる生活形態を指します。これは、厚生労働省が示す働き方改革の一環として、都市圏以外での働き方を模索する動きとも重なっております。地方移住や二地域居住のターゲットは、これまで都市部に居住する団塊の世代や50代でした。ところが、現在はＩＣＴの発達による新しいライフスタイルの実践者である若者層に移っております。ふえております。地方創生の１つの答えとして、このサテライトオフィスという考え方が提唱されているのです。

サテライトオフィスという定義なんですけども、これは、組織の本拠地から離れた場所に設置する小規模のオフィスを指しております。サテライトというのは衛星という意味で、本拠地に対して衛星のように設置されるため名づけられているんですけども、同様な働き方、オフィスのあり方として、従来は支店であるとか、支社、営業所という概念がございました。この違いは何かと申しますと、業務全般を扱うことのできる設備を整えているのが支店や支社、営業所であることに対して、サテライトオフィスというのは、必要最低限の設備のみにとどめた、より小規模なオフィス、要するに部屋です。それを指しております。

日本におけるサテライトオフィスの設置というのが、1988年にまでさかのぼるんですけども、数年前までこのサテライトオフィスの企業における位置づけというのは、新しい働き方

の実証実験の場であったり、災害等で本社機能が被災した場合に、業務継続が困難になっても離れた場所で事業継続をするためのＢＣＰと言われる事業継続計画対策としてサテライトオフィスを設置されるところがほとんどでした。しかし、政府による働き方改革と地方創生の推進、自由な働き方を求める動きと相まって、またＩＣＴ技術の進歩によって、パソコンやスマートフォン、タブレットといったデジタルデバイスの発達、さらに、インフラとしての高速インターネット回線の普及、ネットワークを利用したクラウド型業務システムやツールの発達とも相まって、遠隔地であっても仕事をこなせる環境が整ってきております。このような背景をもって、近年、サテライトオフィスが非常に注目を集めるようになってきました。

サテライトオフィスというのは、大きく分けて３つに分類されております。１つ、都市型サテライトオフィス。これは、都市部に開設するサテライトオフィスで、コワーキングスペースとも呼ばれるんですけども、目的は、移動時間の短縮など業務効率を目的に設置されているものです。これが１番目の都市型サテライトオフィス。２番目、郊外型サテライトオフィス。これは、従業員の居住地の近くに仕事場を構えることで、通勤時間や労務費用の削減、介護や育児などとの両立を図ることを目的に設置されております。これが郊外型サテライトオフィス。そして、３番目となるのが、地方型サテライトオフィス。これは、都市部に本社がある企業が地方の遠隔地にオフィスを構える形態で、都市部で働く従業員が地方移住することで、自然に囲まれた環境で暮らし、働くことを通してワークライフバランスを改善し、労働生産性を向上させることを目的に設置されるものです。今、私が提案するサテライトオフィスの形がこの地方型サテライトオフィスであって、そしたら、奈良県でどういう事例があるかというと、三郷町がやっている奈良サテライトオフィス35、これは、駅前設置の都市型サテライトオフィス。そして、吉野町、東吉野村、五條市、下北山村、天川村が共同で進める奥大和プラネットオフィスプロジェクト、これが地方型サテライトオフィスの事例です。現在、この２例になっております。

地方型サテライトオフィスの成功事例として非常に名高いところがあるんですけども、徳島県神山町、和歌山県白浜町、そこに入居するオフィス開設企業のほとんどがＩＴ企業で占められております。この理由として、なぜＩＴ企業がそういうところに行くのか。背景がありまして、1990年代にＩＴ産業というのはそれまでハード生産が主流でありました。ところが、そこからハード生産が採算性がとれなくなって、ソフト開発に軸足が移ってきたことがあって、企業の立地特性が変化した。これがまず１点。それと、アメリカのシリコンバレーのＩＴ企業のように、最先端のしつらえ、自由で創造的なオフィスを用意し、柔軟で裁量的な働き方を提供できないと、優秀な人材が集まりにくくなったと、そういうことが背景となってサテライト型オフィスが注目され始めました。日本においては、特にクリエイティブな思考を企業価値とするデザイン系やＩＴ系企業において、環境のよい場所に仕事環境を移すことは、創造的活動が高まるという研究報告があります。サテライトオフィスを自然環境のよい場所に求める動きが活発化しているのです。

クリエイティブな事業運営を求める企業にとってのサテライトオフィスは、思考をリフレ

ッシュさせる環境が何よりも優先されます。ということは、奈良県下においてサテライトオフィス設置の可能性があるというところは、実は平野部の家屋密集地よりも、自然環境に恵まれる山麓地域が候補地となります。ところが、山麓地であればどこでもオーケーかというと、そうではないんです。成功事例を分析しますと、例えば白浜町、これは白浜空港があります。徳島県神山町、非常に中山間地の田舎なんですけども、徳島市内まで45分と。都市圏とのアクセスに要する時間的な距離というのが非常に密接に絡んでおります。今、この条件を奈良県に当てはめた場合、金剛葛城山系の山麓地域がまさしくうってつけの場所と言えるのです。つまり、葛城市が県内のほかの自治体に対して非常にアドバンテージが高い地域であると言えるのです。

サテライトオフィスの特徴である古民家を改修した拠点整備は、今、非常に人気があります。特に外資系企業が京都の古民家を買いあさっているという状況にもなっております。地方創生の空き家対策や移住者の獲得につながっている点も注目すべき点であり、このサテライトオフィスを葛城市に開設し、企業誘致の新たな施策として提案させていただきますけども、この点につきまして、産業観光部長のご意見はいかがでしょうか。

下村議長　早田産業観光部長。

早田産業観光部長　サテライトオフィスという考え方については、葛城市の企業誘致の新たな方向性としてはおもしろいものであり、従来の工業ゾーンへの企業誘致が、どのような企業をターゲットにするのかという絞り込みを行わない待ちの施策であることに対し、規模は小さくとも、具体的な事業形態を前提としたサテライトオフィスへの企業誘致という考え方については、一定の優位性があると思います。さらに、それが空き家対策等の地域課題の解決になるのであれば、一度実現性を調べてみる価値はあると考えます。

先ほどの都市整備部長の答弁でご回答させていただきました条件が整い、奈良県の許可があるものにつきましてはサテライトオフィス開設の可能性があり、今後増加が予想されます空き家につきましても、現在、企画政策課が実施しております所有者への意向調査を実施したものを活用することで、企業とのマッチングも行うことも可能です。また、先ほど答弁させていただきました都市計画法の条件につきましては、都市計画課と協議するなど市関係部署と連携をとり、ＩＴ企業のような新たな産業の企業誘致に努めてまいります。

以上でございます。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　サテライトオフィス誘致につきまして、非常に前向きなご答弁をいただきました。では、サテライトオフィス開設を検討する企業が出てきた場合について、最後に背中を押す仕掛けを考えたいと思います。従来の工業系ゾーンでは、進出企業に補助金等の優遇措置を設けている事例が多々見られます。サテライトオフィスに関しましても、独自の補助施策を講じている自治体も非常に多くあります。その一方で、国が用意する補助制度については、現在どのようなものがあるのでしょうか。企画部長にお伺いいたします。

下村議長　吉川企画部長。

吉川企画部長　おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございます。サテライトオフィスを誘致する場合の国の補助制度としてはどういうものがあるかという質問でございますが、これにつきましては、地方創生交付金事業の事例の中に、サテライトオフィス、テレワーク環境の整備の推進という事例がございます。これがありますので、この地方創生交付金を活用できるものと考えております。

また、総務省が進めておりました、おためしサテライトオフィスという事業がございましたが、これは平成30年度で一旦終了しているところでございますが、総務省の地域ＩｏＴ実装推進事業という補助事業がありますので、場合によっては地方創生交付金事業との併用が可能であると思われます。

以上でございます。

下村議長　奥本佳史君。

奥本議員　ありがとうございました。今回、工業ゾーンの企業誘致の余裕が少なくなっている現実を踏まえまして、今後、葛城市の企業誘致施策をどう進めていくかという課題が明らかになったわけなんですけども、その１つの解として、サテライトオフィスにＩＴ企業やクリエイティブ型事業を行う企業を誘致できる可能性についてお伺いしております。サテライトオフィスの誘致は、そもそも大規模開発を必要とせず、既存の建物改修や空き家改修で対応可能であること、葛城市においては、山麓地域が高いポテンシャルを擁していること、この２点が非常にメリットとなります。

さらに、このサテライトオフィスに関して、誘致するメリットというのを私なりに考えたんですけども、実は、これも事例がございまして、サテライトオフィスに進出したＩＴ企業のほとんどが、実は、進出地での地域貢献活動というのを行っているわけです。これはＩＴ企業に限らないんですけども、通常の会社単位での、事業所単位での企業進出の場合とは違って、オフィス単位という小さな企業活動が地元に受け入れられるためには、そこで働く従業員がその地域に溶け込むということが非常に重要になってきます。結果、それがうまくいけば優秀人材の現地雇用につながるという可能性もあって、進出企業は得意とする事業領域での地域貢献を行っているわけです。

先ほど申しました先進事例の徳島県神山町、和歌山県白浜町、そして長崎県天草市もそうなんですけども、そこでは進出したＩＴ企業が自分のところの企業特性を生かして、その自治体の教育委員会とタイアップしてプログラミング教育のＩＣＴ支援員という形でかかわっております。本日、最初の質問でプログラミング教育を進めていく上でＩＣＴ支援員の確保が問題であるということがわかりまして、最後にその辺の検討をお願いしておいたんですけども、このサテライトオフィスを開設して、もし、ＩＴ企業の誘致が実現できれば、そのＩＣＴ支援員の問題も解決することにつながるわけです。いろんなメリットもあるわけなんですけども、１つの方法です。葛城市における企業誘致の方法として、これまでどこの自治体も似たり寄ったりの施策であったものに対して、葛城市独自の企業誘致というところで特色を出せば、これは費用もかからず、アイデア次第でうまくいく可能性が非常に高いものなので、今後、その辺の検討を進めていっていただきたいと。先ほど産業観光部長もおっしゃいましたけども、そのために必要なところというのが、既存の事業部の縦割り制での検討とい

うのは、非常に対応が難しい話になっております。ですので、各事業部からの知恵を寄せ集めたプロジェクトチーム等の設置というのも視野に入れた形で、今後の対応のご検討をお願いしたいと思います。

以上でサテライトオフィスに関する質問をこれで終わらせていただきたいと思います。先ほどの、最初のプログラミング学習の取り組み、２番目の、企業のサテライトオフィスの誘致、それぞれ葛城市にとって魅力的な提案であると思い、提案させていただいております。ぜひとも前向きなご検討をお願いいたしまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。

下村議長　奥本佳史君の発言を終結いたします。

次に、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

松林謙司君。

松林議員　皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。

ただいま、議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。今回、私の質問は３点ございます。まず第１点目が、骨髄バンクドナー登録について。第２点目が、暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付事業の追加対象について。３点目が、多胎児家庭の支援について。以上３点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

下村議長　松林謙司君。

松林議員　それでは、まず第１点目の骨髄バンクドナー登録についてお伺いをさせていただきます。白血病や悪性リンパ腫、骨髄腫などの、いわゆる血液のがんについて取り上げたいと思います。血液のがんは、以前はなかなか治りにくいと言われており、その複雑さやイメージから、もう助からないのではないかと思ってしまうかもわかりません。しかし、現在は医療の技術も進歩したので、血液のがんになったとしても助かる割合が多くなってきているようであります。例えば、血液がんの中で最も患者数が多いのが悪性リンパ腫ですが、悪性リンパ腫は、白血球に含まれるリンパ球ががん化する病気で、がん化したリンパ球はリンパ節などで増殖して腫瘍をつくります。白血球の一種、Ｂリンパ球ががん化するのが多発性骨髄腫です。かつては診断後の余命が２年から３年と言われましたが、現在では、治療法が進歩したことで余命が大きく延び、骨の痛みなどの症状も抑えられるようになってきました。治療方法は、がんの進行の程度や体の状態などから検討されますが、抗がん剤を使った化学療法、放射線療法、造血幹細胞移植療法が主なものです。病気の種類や患者の症状、年齢、体格、社会的要因などにより、まさに十人十色の治療法が選択されております。その中の造血幹細胞移植でありますが、血液のがんを患った人の中には、先ほど申し上げました選択肢の中で、移植しかないという方もたくさんおられます。文字どおり、移植でありますから、健康な造血幹細胞を提供してくださる方、ドナーがいて初めて成り立つ治療であり、その取りまとめや患者とのコーディネートをしているのが日本骨髄バンク並びに臍帯血バンクであります。

骨髄バンクは、ドナー登録希望者から２ｃｃの血液検体を採取し、必要な情報のみ登録するところで、臍帯血バンクは、提供希望者の出産時にへその緒から採取した臍帯血をそのま

ま冷凍保存するところであります。

さて、骨髄バンクでは、ドナーの登録者の確保が大きな課題となっております。登録できる年齢が決まっており、18歳から54歳までで、55歳になり次第、登録から外れていきます。実際の骨髄採取は20歳以降になります。

今年、2019年10月末現在のドナー登録者数は全国で約52万人、骨髄移植を行っている他国と比較すると、ドナー登録自体が少ない現状であります。平成24年に、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律、この施行に伴い、県や保健所設置自治体によりさまざまな対策がとられてきていることと思いますが、ここでお伺いいたします。ドナー登録の実態に対する認識はどうか、お聞かせください。まず第１点目が、骨髄を移植することを希望される方の人数、２点目が、骨髄移植を希望される方の人数、３点目、実際に骨髄移植が行われた件数。これらについてお答えをお聞かせください。

下村議長　巽保健福祉部長。

巽　保健福祉部長　保健福祉部の巽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、３つのご質問をいただいたと思いますが、まず１つ目の、状況の把握でございますが、登録に関するデータ提供元は日本骨髄バンクからのものでございますが、奈良県におきまして、平成29年度で3,693人の方が登録されており、うち、葛城市におきましては63人の方が登録されておるということでございました。

それと、骨髄移植を希望される方の人数でございますが、これは、奈良県では今11人の方が移植を待っておられると聞いております。ただ、市町村別につきましては、少人数になるということから個人が特定されるというようなリスクもございますので、公表はされておりません。

それと、実際に骨髄移植が行われた人数、この辺でございますが、日本骨髄バンクからの情報によりますと、1992年の制度開始以来、奈良県では225名の方が骨髄移植をされました。全国では２万3,751名となっております。なお、これも市町村別につきましては、先ほどと同様に、少人数になることから個人が特定できるなどのリスクのため、公表されておりません。

以上でございます。

下村議長　松林謙司君。

松林議員　ありがとうございます。次に、ドナー登録者数をふやす対策についてであります。がん全体に言えることでありますが、罹患率が年齢的に50代で増加に転じ、60代から急増するそうであります。先ほど申し上げましたが、骨髄移植のドナー登録は54歳までですので、少子高齢化により、需要と供給のバランスは厳しさの一途をたどり、移植を必要とする患者はふえ、ドナー登録者は減ることになります。まずは啓発普及が重要となります。

簡単に登録から提供までの手順を紹介させていただきますと、大学等の献血会場における登録会などの講演会や啓発事業に参加したり、知人から勧められたりして登録してみようと思った方は、決められた場所で十分な説明を受け、２ｃｃの血液を採取し、登録となります。造血幹細胞の移植の１つである骨髄移植は、白血球の８つの型の一致が必要で、兄弟で４分

の１の確率、親子でほとんど認められず。他人の場合では、数百人から数万人に１人という確率で一致するということであります。登録者の提供率は90％まで高められておりますが、ドナー登録をしても実際に提供に至るケースは約60％程度と言われております。登録し、提供する患者があらわれた場合、最寄りの指定病院で骨髄を移植することになります。適合したからといって必ず実施ではなく、本人のそのときの意向、健康状態、最終的には弁護士立ち合いのもと、家族の同意まで必要とする慎重な判断がなされます。

実際の骨髄採取には、説明や健康診断で２、３日の通院、採取に向けた体の準備、採取で４、５日の入院が必要となります。想像よりかなり大がかりなことのように感じますが、ドナーさんの体験談からすると、全身麻酔で痛みもなく、大げさな献血という感覚のようであります。ちなみに、ドナーさんは全て無料、費用は全て提供を受ける患者負担となります。

ドナー登録推進のための支援についてでありますが、骨髄バンクを介して骨髄移植をする場合、患者さんと適合してから採取後の健康診断に至るまで８回前後、平日の日中に医療機関へ出向いたり、入院していただくことになります。その日数をドナー自身の有給休暇を使うのではなく、勤務先がその休日を特別休暇として認めるのがドナー休暇制度であります。勤務先にドナー休暇制度があることは、ドナーの心理的、肉体的な負担の軽減になります。企業、団体によっては、従業員にドナー休暇を導入しています。これまで日本骨髄バンクで確認がとれている民間のドナー休暇制度導入企業、団体は、2019年11月14日現在、481社であります。地方公共団体もこの制度があると思いますが、この制度が市の職員にも保障されているかどうかお聞かせください。

下村議長　巽保健福祉部長。

巽　保健福祉部長　ただいまのご質問でございます。

葛城市にもその休暇があるかということでございます。葛城市にも職員の特別休暇という中に骨髄提供休暇、いわゆるドナー休暇というものがございます。ドナー提供に必要な日数の休暇を認めておるということでございます。

以上でございます。

下村議長　松林謙司君。

松林議員　ありがとうございます。今後、少子高齢化により需要と供給のバランスは厳しさの一途をたどり、移植を必要とする患者はふえ、ドナー登録者は減ることになります。啓発普及によりドナー登録者数をふやすことも大事なことでありますが、更に申し上げれば、登録されたドナーさんの骨髄を治療のために必要とする患者さんに移植できてこそ、患者さんの命は助かります。ドナーさんの骨髄を患者さんに移植できてこそ、意味のあることであります。

こういった意味合いにおいて、もう１歩踏み込んだ支援を実施している自治体もあります。骨髄提供をする際の休業助成制度であります。本人や企業に対し助成金を交付する制度で、自治体により内容は異なりますが、2019年11月14日現在、全国605の市町村で実施をされております。奈良県においては、橿原市と天理市などにおいて既に実施をされております。日額、本人２万円、企業に１万円という内容が多いようであります。このように白血病や悪性リンパ腫、骨髄腫など、いわゆる血液のがんで苦しむ患者さんとご家族のために支援の手を

差し伸べようとする動きは広がりを見せております。ドナーさんの負担を少しでも軽くし、患者さんに対して有効な治療ができるように後押しをすることは大事なことであろうと思います。本市においても骨髄提供をする際の休業助成制度を検討すべきであると思いますが、阿古市長のお考えをお示しください。

下村議長　阿古市長。

阿古市長　松林議員のご質問にお答えいたします。

　骨髄バンクの制度、その他についてお聞かせいただきまして、非常に大切な制度であると考えております。その中で１つ、葛城市としては特別休暇制度を持ってるわけなんですけども、ドナー提供者に対する休業補償的なものを市単独として持つ意味がどういう意味なのかということを考える必要があるのかなと思っております。といいますのが、葛城市の税金といいますか、使えるお金といいますのは、やはりそこにお住みの市民のために使うお金でございます。それを考えますと、ドナーの提供を受けられる方の広範囲の地域を考えますと、公益財団法人、骨髄バンクもしくは国の助成のシステムを私は構築するべきであるという具合に考えておる次第でございます。確かに気持ちとしては何とかしたいなという思いはあるんですけども、そこまで市単独として踏み込んでしまいますと、本来市が使うべき税金の使い方の考え方とは少しその枠を飛び出るような感覚を持っておる次第でございます。議員のご意見は参考にさせていただきたいと思います。

　以上でございます。

下村議長　松林謙司君。

松林議員　ありがとうございました。続きまして、第２点目の暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付事業の追加対象についてお伺いをさせていただきます。この網膜色素変性症のさまざまな症状を補い、助ける機能を持った暗所視支援眼鏡につきましては、本年６月の一般質問でも取り上げさせていただきました課題であり、このたびの一般質問でも以前の質問とかなり重複する質問になるかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

　前回の一般質問と全く同じ質問になりますが、網膜色素変性症という目の病気ですが、この病と闘っておられる患者さんは本市において何人おられるのかをお伺いさせていただきます。

下村議長　巽保健福祉部長。

巽　保健福祉部長　保健福祉部の巽でございます。

　ただいま議員からもおっしゃいましたように、６月議会でもたしかご質問いただいております。同様な考え方で答えさせていただきますと、葛城市において実施している特定疾患者給付金事業、この申請件数により判断いたしますと、前回もお答えいたしましたが、平成30年10月１日現在で９名の方がいらっしゃると。また、今年最新で、令和元年10月１日現在、この数字が出ましたので、10月１日現在で12名の方が該当していると、このように考えております。

　以上でございます。

下村議長　松林謙司君。

松林議員　ありがとうございます。網膜色素変性症の夜盲や羞明、視野狭窄などの症状を補い、助ける機能を持った暗所視支援眼鏡を、九州大学病院とＨＯＹＡ株式会社、公益社団法人日本網膜色素変性症協会が共同開発で数年間の研究を経て昨年2018年４月、製品化されました。この製品化された暗所視支援眼鏡は、小型カメラでとらえた映像を明るい状態で使用者の目の前のディスプレイに投影をして暗い場所では明るく見えるようにするほか、光が強い場所では遮光する機能も持っております。さらに、拡大や縮小ができ、視野の狭窄を助ける機能もあるのが特徴であります。患者さんが、製品化された暗所視支援眼鏡を装着して、夜暗くなってからどの程度この眼鏡の効果があるのか体験をしていただき、感想をお聞きするという動画が配信をされておりました。

　網膜色素変性症の症状の１つである夜盲、一般的に鳥目と言われる症状、具体的には、暗いところで見えなくなってしまう状態であります。夜暗くなれば見えなくなる。目の病を患っていない一般的な健常者であれば、夜には夜の風景や景色を見ることができるわけでありますが、それを見ることができないことになります。暗所視支援眼鏡を装着体験された患者さんの感想を少しご紹介させていただきます。それによりますと、50年間一度も夜を見たことがなかった。暗い画用紙に点を打ったような光しかなかった。夜の風景が、その光の下にものがあるのが見える。しかも、それがリアルタイムで見える。街灯の下に自分の影が見える。そんなことは今までの自分にはあり得なかったことです。そういうものが見えます。あれはすごく役に立つと思うと、このように語っておられます。装着体験をされた複数の患者さんは、暗所視支援眼鏡の効果を実感され、一様に装着することが快適であり、役に立つと述べられています。このようにすぐれた機能を持つ暗所視支援眼鏡ではありますが、価格は40万円と高額なため、患者さんは購入に踏み切れないのが現状であります。

　ここで改めてお伺いをいたしますが、市町村が行っている必須事業の１つである日常生活用具給付事業について、どのような事業なのかをお示しください。

下村議長　保健福祉部長。

巽　保健福祉部長　ただいまのご質問でございます。

　日常生活用具給付等事業につきましては、前回も一部説明させていただいたと思います。改めまして、また再度説明させていただきますと、日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法において、市町村が行う地域生活支援事業の１つであり、障がいのある方々の日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付または貸与する事業であり、本人負担は原則１割となっております。

　この事業の給付対象となる日常生活用具につきましては、国が定めます要件、用途、形状に該当するものを葛城市日常生活用具給付事業実施要綱に定めております。国は、厚生労働省告示第529号におきまして、日常生活用具の３つの要件と６つの用途及び形状を定めております。この３つの要件につきましては前回ご説明させていただきましたので、今回は６つの用途及び形状についてご説明させていただきたいと思います。少し長くなりますが、よろしくお願いします。

　まず１つ目は、介護・訓練支援用具とあり、特殊寝台など、障がい者等の身体介護を支援

する用具並びに障がい児が訓練に用いる椅子等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。

２つ目は、自立生活支援用具とあり、入浴補助用具など、障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。

３つ目は、在宅療養等支援用具とあり、電気式たん吸引器、盲人用体温計など、障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。

４つ目は、情報・意思疎通支援用具とあり、点字器、人工喉頭など、障がい者等の情報収集、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。

５つ目は、排泄管理支援用具とあり、ストーマ装具など、障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。

最後に、６つ目は、居宅生活動作補助用具とあり、障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものとあります。

これらの６つの用具の用途、形状は、６つ目の居宅生活動作補助用具を除いて、全てが障がい者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるものとあります。

以上でございます。

下村議長　松林謙司君。

松林議員　懇切丁寧なご答弁ありがとうございます。今のご答弁で紹介していただきましたように、厚生労働省告示第529号におきまして、障がい者または障がい児の日常生活上の便宜を図るための用具、日常生活用具はどのようなものであるかを定義しております。日常生活用具の第１の条件として、３つの用具の要件を示し、これら３つ全ての要件を満たしていること、そして、第２の条件といたしまして、先ほどご答弁でも特にご説明をいただきました６つの用具の用途及び形状を示し、これら６つのいずれかに該当していることが条件となります。これらの条件を全て満たしていることが日常生活用具給付事業での日常生活用具対象品目となります。

暗所視支援眼鏡が日常生活用具として３つの要件を満たしているのかどうか。第１点目の要件、障がい者等が安全かつ容易に使用ができ、実用性が認められるもの。２点目、障がい者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの。３点目、用具の制作、改良または開発に当たっては、障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活用品として一般に普及していないものと、このようにあります。これら３つの要件は全て完璧に満たしていると考えられます。

次に、日常生活用具として示す６つの用具の用途及び形状のいずれかに該当することが条件となりますが、これにつきましては、６つある用具の用途及び形状の項目のうち、情報・意思疎通支援用具としての暗所視支援眼鏡ということで、網膜色素変性症のさまざまな症状、

特に夜盲や羞明、視野狭窄などにより、普通は視覚によって得られる情報が得られません。これらの障がいを軽減するために用いられる用具であります。条件として、６つある用具の用途及び形状のいずれかに該当するというこの要素につきましても、完璧に条件は満たしていると判断できます。暗所視支援眼鏡は、国が厚生労働省告示第529号で定める日常生活用具の追加対象品目としての追加条件を全て満たしております。

熊本県天草市では、夜盲症を抱える市民の要望、意見等をもとに検討した結果、2019年７月１日より、日常生活用具の給付対象とすることを全国で初めて決定いたしました。このことを受け、熊本県網膜色素変性症の山本会長は、今回、暗所視支援眼鏡が日常生活用具に認定されたことは、患者にとって生きる勇気と希望につながると、このように述べ、さらに、網膜色素変性症の患者さんは、就労や就学時だけではなく、災害時には身動きがとれなくなるなど、生活に困難を極めています。一方で、一部の人による心ない差別や偏見を恐れ、病を隠している患者さんもおります。あらゆる人が安心して暮らしていけるよう、自治体には手厚い支援をお願いしたいと、このようにも述べておられます。

暗所視支援眼鏡を本市の日常生活用具給付事業の追加対象に加えることは、いささかも問題のないことであり、支障のないことであると思います。あるとすれば、本市のやる気があるかどうかの問題であるかと、このように思います。網膜色素変性症の患者さんとそのご家族の皆様が少しでも快適に、また安心をして日常生活を送ることができますように、暗所視支援眼鏡を日常生活用具に認定していただき、病と闘う患者さんとそのご家族の皆様に支援の手を差し伸べるべきであると思います。阿古市長に、病に苦しむ患者さんの側に立ったご英断に期待をいたしたいと思いますが、阿古市長のお考えをお示しください。

下村議長　阿古市長。

阿古市長　議員のご質問にお答えいたします。

このご質問は、今年の６月議会のときに実はいただいております。今時点の答弁といたしましては、同じ答弁でございます。しばらく研究させていただきたいと。暗所視支援眼鏡、定価で43万4,500円、税込みでございます。カタログも拝見させていただきました。その中で、今、九州の天草市のみがその実施に当たっているという状況も変わっておりません。もうしばらく研究させていただきたいという返答にさせていただきます。

下村議長　松林謙司君。

松林議員　ありがとうございました。視力が低下し、失明の可能性のある、しかも治療方法も確立されていない病と毎日必死に闘っておられる患者さんの皆様にとって、生きる勇気と希望につながる暗所視支援眼鏡、ぜひとも日常生活用具に認定をしていただくことを切に要望いたします。

続きまして、最後の質問となります。第３点目の多胎児家庭の支援についてお伺いをさせていただきます。最近の新聞掲載記事に、１歳足らずの子どもが次々に泣き出し、寝る間もほとんどない、こんな状況から重度の産後鬱になり、昨年１月に、生後11カ月の三つ子の次男を床にたたきつけて死亡させたとして、傷害致死罪に問われた母親の裁判で、名古屋高裁は懲役３年６カ月の一審判決を支持し、母親側の控訴を棄却した。裁判で浮き彫りになった

のは、多胎育児の過酷さと不十分な支援体制であったと、このように報じられておりました。単胎児に比べて多胎児の妊娠から出産、育児に至るまで、保護者の困難は大きなものがあります。多胎児は単胎児に比べて低出生体重児、2,500グラム未満の割合が多く、単胎児、2017年では8.17％に比べ、多胎児、同じく2017年では71.65％、低出生体重児特有の支援が必要となる場合があります。同時に２人以上の妊娠、出産、育児をすることに伴う身体的、精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立など、多胎児ならではの困難さに直面する保護者も少なくありません。極端な表現をすれば、多胎児を妊娠、出産した保護者の数だけ、単胎児出産にはない多胎児特有の悩みがあるということであろうかと、このように思います。我が国における多胎児の分娩件数は、近年、横ばいから微減傾向にあり、2017年には約9,900件となっています。分娩件数に占める割合は、2005年の1.18％をピークとして、2011年には0.96％まで下がった一方、その後は再び微増に転じ、2017年には1.04％となっています。

ここで改めてお伺いをさせていただきます。多胎妊婦出産状況として、本市におけるここ３年間の多胎分娩回数と、分娩件数全体に占める多胎の分娩件数の割合をお示しください。

下村議長　巽保健福祉部長。

巽　保健福祉部長　保健福祉部の巽でございます。

多胎の分娩回数、それと分娩件数全体に占める多胎の分娩件数の割合ということでございますが、平成28年度は295人出生されており、３組６人の双子が誕生しております。多胎割合としましては1.03％であります。続きまして、平成29年度でございますが、304人出生しており、３組６人の双子が誕生しております。多胎割合としましては1.00％でございます。平成30年度は270人出生しており、２組４人の双子が誕生しております。多胎割合としましては0.75％であります。

ちなみに、令和元年10月現在ですと、それまでに181人出生しており、１組２人の双子が誕生しております。多胎割合としましては0.56％であります。

以上でございます。

下村議長　松林謙司君。

松林議員　ありがとうございます。多胎児は妊娠届出時から把握でき、出産や育児に伴う困難を予想した支援を行うことが可能であると思いますが、市区町村において地域の医療機関や育児支援の関係機関とも連携しながら、妊娠中から切れ目のない支援を行う必要があると言えます。さまざまな自治体で多胎児家庭の妊娠から出産、育児に対して具体的に支援策を講じておられるところがあります。幾つかの取り組み事例を紹介させていただきます。

滋賀県大津市では、多胎児家庭向けホームヘルパー派遣事業を実施しております。多胎児のいる家庭に対し、誕生から３歳の前日まで、無料で120時間、家事、育児、健診などの外出をサポートするためのホームヘルパーを派遣しております。また、兵庫県宝塚市では、多胎児ファミリー健診サポートを実施しております。多胎児育児の先輩ママが、乳幼児健診で人手が足りない多胎児の保護者の健診受診の手伝いを実施しております。東京都荒川区、また佐賀県では、多胎児家庭向けタクシー券の補助をしております。東京都荒川区では、年間

の限度額は２万円として、多胎児家庭のタクシー利用券を補助しております。また、佐賀県におきましては、県内子育てタクシーを利用できる利用券を配布しております。２万円相当です。長野県長野市では、妊娠・出産・子育てサポートホットライン、東京都板橋区では双子の集いの場の提供を実施しております。

　幾つかの取組を紹介させていただきましたが、本市における多胎児家庭への具体的な支援策をお聞かせください。

下村議長　巽保健福祉部長。

巽　保健福祉部長　多胎児家庭への支援ということでございます。葛城市では、妊娠届出をされた妊婦の方やそのご家族には、必要性に応じ、電話や訪問の支援を行っておりますが、多胎であれば必ず支援の必要性のある方と判断し、ＳＯＳを見逃さないようにしております。

　まず、健康増進課では、妊娠中の電話連絡、産後早期の訪問は必ず行い、また、子育て支援センターでは、子育ての助けをしてほしい人、また子育てのお手伝いをできる人がそれぞれ会員となり、相互に助け合っていくファミリーサポートクラブや、こども・若者サポートセンターでは、産前産後・子育てお助け隊、いわゆる産前産後家庭支援ヘルパー事業でございますが、などとも連携させながら支援を図るようにしております。

　産後においては、父親、パートナーへの働きかけとしてペアレンツクラブ、いわゆる両親教室でございます。また、パパ流はじめての育児講座を日曜日も実施するなど、参加しやすい工夫をし、その機会としております。また、産後の訪問は、多胎の場合、職員２人体制で訪問させていただくことを基本として、単胎出産の方と比べて時間が長くかかって、保護者に負担をかけてしまうということのないように工夫をいたしております。

　以上でございます。

下村議長　松林謙司君。

松林議員　ありがとうございます。私は、他の自治体で取り組まれている多胎児家庭の支援サポートを、そのまま本市において取り組むべきであると申し上げているのではなく、本市における多胎児家庭ならではの課題という視点に立ち、アンケート調査などを行い、具体的な問題と課題を抽出し、その解決のため、本市独自の視点に立っての支援策を実施すべきであろうと思います。私が個人的に感じますことは、単胎児家庭と多胎児家庭、押しなべて１つの子育て育児の支援という支援策ではなかなか解消のできない課題、すなわち、多胎児家庭の抱える課題の解決が大切であろうということを各地方の自治体も改めて気づき始めたのではないかなと、このように思うところであります。

　葛城市は子育てのしやすいまちで、住みやすいまち、子育て、教育に手厚いまちであるとよく他市の人からも言われることがあります。正直誇りに思います。しかし、この多胎児家庭の抱える課題、保護者の抱える悩みを解決できてこそ、真に子育てのしやすいまちで、住みやすいまちと胸を張って言えるのではなかろうかと感ずるところであります。

　次に、妊婦健診についてお聞きをいたします。多胎児家庭においては、何よりも早産を予防することが大切であります。母親や胎児のリスクを回避するためにも、妊娠中の定期健診は大変に重要であり、医師の指示に従い、必ず受診することが大事なことであります。本市

における妊婦健診の助成制度、妊婦健康診査受診票、何枚支給をされているのか。また、全額助成をされているのかどうかも含めてお答えをください。

下村議長　巽保健福祉部長。

巽　保健福祉部長　妊婦健康診査の受診票のご質問でございます。受診票は現在14枚支給しております。また、その助成内容でございますが、奈良県医師会、助産師会と生駒市を除く11市で集合契約を結んだ上で、妊婦健康診査の費用助成として妊婦健康診査補助券を交付しております。費用で申し上げますと、全額で９万7,500円の助成となっております。

県内の産科医療機関を受診する場合、健診１回につき2,500円分の金券として使用可能な基本券は14回分をお渡しし、額にして最大３万5,000円の助成をしています。基本券に加えて、その都度使用できる金券として追加券をお渡しし、額にして６万2,500円分を助成しております。また、県外の医療機関で健診受診をされる場合も、助成金額は同額を申請後の償還払いとして対応しております。

以上でございます。

下村議長　松林謙司君。

松林議員　ありがとうございます。多胎妊娠の場合、出産リスクが比較的高くなるとされ、それに伴い、受診回数も多くなる傾向にあります。私の知り合いで双子のお子さんを出産されたご家族がおられ、現在、ご夫婦で懸命に育児に頑張っておられます。妊婦健診の受診券14枚では当然足らず、あとは自費負担となります。このように頻回な健診受診は経済的な負担となるため、多胎児向けの妊婦健診の費用補助を行っている自治体もあります。奈良県王寺町では、15回目以降の健診費用を上限２万円として助成しております。大阪府大阪狭山市では、多胎の場合は受診券を５枚追加しております。また、同じく、大阪府富田林市でも、多胎児の場合は受診券を５回分で２万5,200円、５枚を追加しております。このように、各自治体では多胎児向けの妊婦健診の健診費助成の広がりを見せております。

阿古市長におかれましては、葛城市人口５万人構想を掲げておられますが、その構想を実現するためにも、誰もが安心して出産、子育てができるように、その支援体制を整えることは大切なことであると思いますが、本市におきましても多胎児向けの妊婦健診費用の助成制度を設けるべきであろうと思いますが、このことに対するお考えと、また多胎児家庭の支援に対する阿古市長のお考えをお示しください。

下村議長　阿古市長。

阿古市長　議員のご質問にお答えいたします。

葛城市、子育てですとかその環境が非常にいいということで評判が上がってきております。非常にありがたいことかなと思っております。その中で子どもたちが非常にふえてきているという実情がございます。ぜひ、出産も含めまして、子どもたちが育つ環境づくりを優先して、決してほかの分野をおろそかにするというわけではないんですけども、更にそれを充実させたいという思いはございます。

議員のご質問の件でございます。妊婦健康診査の助成につきましては、部長が述べたとおりでございます。基本といたしましては2,500円の券を14枚、それと、追加といたしまして

25枚更に出す。その中で上限が９万7,500円というのが一般的な妊婦の健康診査に対する助成でございます。多胎児の場合も今現在同じになっております。多胎児であるかどうか、それが出産に対しての危険リスクがどの程度あるのかというのは、なかなか数字ではあらわれてこないものですから、それを比較するというのは難しいかもわかりませんが、議員ご指摘のとおり、多胎児であるということが、出産に対する精神的な影響も出産後の生活についても、いろんなプレッシャーやストレスがかかる可能性が高いというのは認識しておる次第でございます。その中で、まず妊婦健康診査の方は前向きに検討したいと思っております。といいますのが、これが通常出産の場合と多胎児の出産に対する助成の税の公平性の考え方をどの程度そのリスクとの間で考えるのかということやろうと思います。１つの考え方として、考え方があるとすれば、例えば、赤ちゃんがお腹の中にお一人宿っている。その中で１人産む作業といいますか、その行為に対しての健康診査の助成が９万7,500円がマキシムである。これが別の機会でもう１人、赤ちゃんを出産する。そのときに税としても別途９万7,500円を助成させていただく。一どきにお二人を産まれるということであれば、お二人分の助成があってもいいのではないかという考え方が、私はあってもいいのではないかと思います。ですから最大限、もし、それが可能であれば、２倍の助成券の発行があり得るという考え方もあるのかなという思いがあります。ですので、このことにつきましては前向きに検討させてください。割合とこれは短期間で結論が出ると思います。できるだけ早い時期にその結論を出したいと思います。

以上でございます。

下村議長　松林謙司君。

松林議員　ありがとうございました。多胎児家庭も単胎児家庭も、誰もが安心して子どもを産み、子育てのできるまち葛城市、住みよい葛城市実現のため、どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

下村議長　松林謙司君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休　憩　午前１１時３８分

再　開　午後　１時３０分

増田副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いを申し上げます。

２番、梨本洪珪君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

２番、梨本洪珪君。

梨本議員　皆さん、こんにちは。梨本洪珪です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回、私が質問させていただく事項は２点ございます。１点目は、葛城市人口ビジョンについて。２つ目は、民間委託におけるコンプライアンス基準についてでございます。

これより先は質問席にてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　それでは始めさせていただきます。今年６月、厚生労働省が発表した人口動態統計によると、2018年に生まれた子どもの数、これは出生数ですが、91万8,397人。これは過去最少を更新した数字でございます。この出生数は2016年に初めて100万人を割り込んだわけでございますが、そこから３年連続で100万人を割り込んでおります。合計特殊出生率も1.42ということで、いっときに比べると、2005年が最低だったと思うんですけれども、そこからは若干回復しているものの、最近は1.4付近で停滞しているという、３年連続での低下も見られるわけです。半年前、このニュースを聞いて私は、現状の深刻さに、本当に問題であるなと頭を痛めてたわけなんですけれども、昨日は更にショッキングな発表がございました。12月10日、衛藤晟一少子化対策担当大臣は、閣議後の記者会見で、2019年の出生数が87万人を割り込む可能性を明らかにしたわけです。この90万人の割り込みは、もともと想定していた2021年より２年も早く、大臣は、深刻な状態として強く認識しているというふうに述べられておられます。この改善の兆しの見えない日本の人口減少問題は、地方自治体の消滅の危機でもあり、大きな課題となっています。

以上の点を踏まえた上で、今回は、将来のまちづくりの要諦となる葛城市人口ビジョンから質問させていただきます。昨年12月議会で、葛城市の将来的な人口規模とまちづくりビジョンという質問を私はさせていただきました。その中で、葛城市人口ビジョンについても質問し、答弁をいただきました。１年前のことですので、そのときの内容を少し整理してから具体的な質問につなげさせていただきます。

私が手元に持っている葛城市人口ビジョンは、平成28年３月に作成されたものでございます。昨年の質問の中でもお伝えしたわけですが、この人口ビジョンは非常にしっかりと分析のできた内容であると私は考えております。この人口ビジョンの冒頭にある位置づけを読むと、人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析するとともに、人口に関する住民の認識を共有しながら、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものというふうに書いてございます。また、その後段では、長期的に見たときの人口の大幅な減少に歯どめをかける積極戦略、人口減少に対応したまちづくりを行う調整戦略のバランスを図りながら、今後の人口の変化が地域の将来に与える影響の分析、考察を行い、目指すべき将来の方向等を提示するとも書いてございます。つまり、平成28年３月につくられた人口ビジョンは、人口の減少を前提として作成されているわけでございます。言うまでもなく、人口の増減は自然増減、これは出生数と死亡数の差でございます。この自然増減と社会増減、こちらは転入者と転出者の差でございますが、この２つによって決定いたします。その事実を踏まえた上で、１つ目は、このまま放置した場合の人口、２つ目は、自然減が改善された場合の人口。そして３つ目は、自然減の改善にプラスして転入者に上積みがあった場合の人口ということで、３つのパターンを示されたわけでございます。当然、放置した場合は大幅な人口減少が推計されるため、自然減の改善と転入者の上積みにより、2060年における将来目標人口３万5,000人の維持を目指す内容となってございます。この人口ビジョンについて、平成30年12

月議会で補正予算が計上され、策定から約２年半で見直したわけでございますが、今回策定している葛城市人口ビジョン案はどのような内容になっているのか、まず教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

増田副議長　吉川企画部長。

吉川企画部長　企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの人口ビジョン等の見直しに係る人口ビジョンの内容についてでございますが、人口ビジョン等の見直し業務を平成28年３月に行ったわけでございますが、その内容につきましては、平成28年３月に策定した葛城市人口ビジョンの見直しを行うとともに、今後到来する幼児教育・保育の変化に伴う本市の子育て世代の将来動向の分析を行うための基礎資料を得るため、実施したものでございます。

消費税の増税による幼・保の無償化の動き等、国の制度設計の変更による人口動態の変化を分析し、あわせて、現在の葛城市は、微増ながら人口が増加傾向にあることから、本市の子育て世代の将来動向を分析し、市内の幼児教育・保育に対する適切なニーズを把握していくことが必要であることから、これらの分析業務を委託するため、平成30年12月議会に補正予算を計上し、実施いたしました。

もう一方の人口ビジョンの内容でございますが、平成28年３月に策定した葛城市総合戦略のベースとなるデータでございますが、この計画は令和元年度までの５年間の計画期間となっておりますので、令和２年度以降の総合戦略を策定する必要があるため、現在、総合戦略の重要行政課題の実施結果の検証を踏まえまして、新たな計画の策定作業に着手しているところでございます。その策定のための第１回葛城市新総合戦略策定等委員会を令和元年10月４日に開催いたしまして、その中において、人口ビジョンの見直しについてという議題で、葛城市人口ビジョン検討案という形で昨年度に分析したデータをまとめた資料を提出し、報告しております。その資料の概要といたしましては、１つ目として、前回の葛城市人口ビジョンにおける目標数値、２つ目といたしまして、社会保障・人口問題研究所の推計による葛城市の将来人口、３つ目といたしまして、直近の葛城市の人口動向、４つ目が、趨勢人口の推計、５つ目が、趨勢人口をベースにした将来人口シミュレーションの５項目をまとめたものを、葛城市人口ビジョン検討案として報告したところでございます。その中の数値を前回と比較いたしますと、平成28年に策定した葛城市人口ビジョンでは、2060年度までの長期的視点から達成すべき将来人口を示しており、具体的には、2020年には３万6,790人、2040年には３万6,686人、2060年には３万5,887人という将来推計を掲げております。

今回の見直し案では、将来人口を2020年には３万6,758人、2040年には３万7,494人、2060年には３万7,044人という将来推計を掲げているところでございます。

以上でございます。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　今、部長から答弁いただきましたように、今回の葛城市人口ビジョンの見直しにおいては、子育て世代の将来動向、それから、総合戦略策定のための見直しという２つの基礎資料を得るために実施されたものであるというお答えでございました。確かに、本年10月に消費税増

税から保育無償化、このことによっていろんなことが変わってくるわけでございますから、この基礎資料としては必要であったかもしれません。その２つのうち、私は今回、後者、総合戦略策定のための見直しのことを念頭に質問を深めさせていただきたいと思います。

今のご答弁では、平成28年と今回の見直し案の具体的な数値比較も示していただきました。2060年までの長期的視点から達成すべき将来人口について、以前の人口ビジョンでは、2020年が３万6,790人だったものが、今回は３万6,758人に、2040年度が３万6,686人が３万7,494人に、2060年においては３万5,887人が３万7,044人へと将来推計が変更になっているということでございます。まず整理させていただきたいのですが、この数字は、2040年までに新規転入者の積み増しが行われ続け、そして、合計特殊出生率の改善が行われると仮定した理想の数字であるということでございます。この人口ビジョンをもととした新たな総合戦略ではどのような施策の内容になっているのでしょうか。教えてください。

増田副議長　吉川企画部長。

吉川企画部長　ただいまのご質問でございます。

新総合戦略での施策の内容でございますが、まず、現在策定中の新総合戦略における人口ビジョンでは、前回の戦略プランで分析したものとほぼ同程度の水準での人口推移が見込まれると判断しております。今回の葛城市人口ビジョン検討案でも、今後40年間、３万7,000人の人口規模を維持することは十分に可能であるという分析をいたしているところでございます。現在、第２回の新総合戦略策定等委員会の準備作業を行っておりまして、今後、この目標人口達成のための具体的な施策を決定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　今の答弁では、前回の分析とほぼ同水準で人口推移が見込まれる、このように判断して、今後40年の３万7,000人の人口規模維持は可能であると、こういった分析でございました。ただし、３万7,000人の目標人口達成についての具体的施策はこれからとのこと。現在の葛城市も令和２年度以降の総合戦略を策定中ですが、私は、経営者の集まる場などに行くと、企業経営にはやはり戦略が大切であると、このように教えられるわけでございます。少し説明させていただくと、戦略とはもとは軍事用語であり、似たような言葉に戦術や戦闘もございます。この戦略の大切さをわかりやすく説明するために、私が教わった戦術、戦闘との違いをかみ砕いてご説明させていただくと、戦闘とは、まず局地戦、現場での戦いでございます。この戦闘は、戦略や戦術に比べ軽く扱われがちでございますが、個の戦闘力を上げていくことは、私は非常に大切なことではないかなと考えております。個の基礎がないとどんなすぐれた戦術も実行できないということになってまいります。市役所における個の戦闘力というのはどういったものかといいますと、私は、現場の職員さん個々の力量、能力であり、最前線で市民の困り事を解決するため、みずからの戦闘力を成長させていく努力が必要になると私は考えております。

次に、戦術でございますが、軍事における戦術とは、戦いに勝つための戦地での兵の動か

し方、実行上の方策のことをいいます。戦術は、現場の指揮官、これは市役所に当てはめると管理職になると考えるわけでございますが、現場の指揮官が考えるものはあくまでも手段でございます。現場の指揮官には、目標達成のやり方や方法、改善の効率化をする能力が求められます。

そして、最後の戦略とは、これは、大局に立って勝つ、つまり、目標を達成していくためのシナリオをつくることを私はいうと考えております。中小企業などでは、この戦略を立てることは非常に大切なことと教えられております。特に、究極の戦略とは、戦わずして勝つこと。このことはなかなか難しいわけでございますが、この戦略を非常に大切に考え、そして日々そこに頭をひねっている。この戦略を考えるのはトップの仕事でございます。トップが考えた戦略を達成するため戦術が用いられるのであり、戦略がなければ戦術は成り立たず、戦術がなければ戦闘で勝てなくなってしまいます。

ここで私がお伝えしたい最も重要なことは何かというと、戦略のミスは取り返しがつかないということなんです。戦闘のミスは戦術で補えます。そして、戦術のミスは戦略でカバーできます。しかし、戦略ミスは決定的な敗北、つまり、事業の失敗や、目的、目標の未達につながってしまいます。将来に向けての戦略を正しい分析から立てること、これは非常に重要であり、今回の総合戦略策定は本当に大切なものであると私は考えております。

繰り返しになりますが、今回の見直しで得られた、つまり、自然増と社会増がうまくいった理想の数値目標は３万7,044人でございます。その人口ビジョンから導き出された数字とは別に、昨年12月議会の市長の答弁では、人口５万人を目標にしますといったお話がございました。今年に入っても５万人チャレンジというキーワードをよく聞きます。昨年の議事録にある市長の答弁を再度読み返させていただきましたが、要約すると、基礎自治体としての最少人数、市という形態をとるには５万人ということを考え、目標に向かってどういう施策、計画、事業を取り入れていくとそこに達成するかを計画しなければならないとご発言しておられました。つまり、５万人を具体的な目標数値として設定した上で、施策、計画、事業に取り入れられるというふうに私には聞こえるのでございますが、行政が数値目標を掲げる以上、達成可能であることが大前提ではないかなと、このように考えるわけでございます。この５万人チャレンジに本気で取り組むなら、近隣を含む他の自治体に秀でた戦略を示さなければなりません。

そこで、市長が掲げられる５万人チャレンジと総合戦略プランでの人口ビジョンの目標人口３万7,000人との整合性については、どのように考えておられるのか。また、５万人を実現していく施策として、具体案がどうなっているのかも伺わせてください。

増田副議長　吉川企画部長。

吉川企画部長　ただいまのご質問でございます。

５万人チャレンジと目標人口との整合性ということでございますが、人口ビジョンで掲げました2060年時点での目標人口３万7,000人の実現に向けまして、市として、人口対策としての取り組みを行っていくということをもとといたしまして、さらに、人口５万人チャレンジという考えをプラスし、更なる葛城市の発展にチャレンジするというものでございます。

具体案といたしましては、今後人口が増加する自治体と減少する自治体がある中で、人口を増加させるためには、市内外の住民に住みよいと感じてもらうことが必要であると考えております。ふだん市民と接している職員が、市民に住みよいと感じてもらうための施策を、業務に精通した立場から考えることで、５万人チャレンジの施策の洗い出しを行っているところでございます。ふだんの取り組みの１つ１つが人口５万人に結びつくという考えのもと、小さな施策でもその成果を積み上げていくことが大事であると考えているところでございます。

以上でございます。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　今ご答弁をいただきましたが、私は基本的に、何か目標数値を立てて、それに挑戦していくという考え方は個人的に好きなんです。そして、よほどのことでない限り、それを前向きに応援したいと、このようにも考えております。基本的には、できない方法をあげつらうより、できることを考えることによって社会は進化し、我々はより豊かな生活を手に入れてきたとも考えております。ただ、本当に努力してできること、そして、どれだけ頑張ってもできないことの線引きは必要であると考えております。どれだけ努力しても、今の環境下、環境が変われば可能性は変わりますが、現環境下ではできないこともあると思うんです。理想の数値として掲げたとしても、５万人にチャレンジするというふうに聞くと、私には100メートルを８秒で走ることに挑戦するくらいの言葉の感覚に聞こえるわけです。

人は、現実的な範疇の超えた目標を掲示されるとやる気を失います。事実、私は、葛城市の人口を５万人にするプランは、イメージすらできておりません。最近、人口問題の研究者などからよく耳にするキーワードは、創造的過疎という言葉でございます。この創造的過疎という考え方は、過疎、つまり人口の減少を一旦受け入れた上で人口の構成、バランスを考えていくというものでございます。私は、この創造的過疎の視点が５万人チャレンジからは抜けているように感じるわけでございます。つまり、人口減少を受け入れない、過疎は起こらない、この前提で話が進んでいるのではないでしょうか。

実際、冒頭に述べた人口減少時代が想像以上に加速していく中で、３万7,044人から大幅な上方修正が必要な５万人チャレンジについては、定量目標としての実現性がなく、戦略や施策に取り入れてはいけないと私は考えております。市長の頭の中では成功するビジョンが見えているのかもしれません。しかし、少なくとも今の段階では、市長の思いは私や周囲に伝わっておらず、チャレンジする以前のエビデンスに対する説明が不十分ではないかと感じております。

人口減少問題については、そもそもは国が地方自治体を争わせるべく話ではございません。日本全体としてどうあるべきかを考えた大局思想が必要ではないかなと感じております。人口減少に歯どめをかけるには、女性が子どもを産みたい、産みやすい、育てやすいと思える環境や制度を整え、時間をかけて自然増をふやしていくしか根本的な解決法はありません。

2018年時点の日本全体の合計特殊出生率は1.42でございますが、この数字が2.07まで回復しなければ今後の人口減少はとめられないわけでございます。地方自治体が人口維持や人口

増を目指すためには、移住による社会増をふやすしか方法はございませんが、これにも限界がございます。

以上の理由から、自然増が回復するまでの数十年間は、葛城市も創造的過疎という考え方を取り入れたまちづくりを目指すべきであると、このように提言させていただきます。その点を踏まえた総合戦略策定をお願いして、私の１つ目の質問に関しては終結させていただきたいと思いますが、何か市長の方でございましたら、伺わせていただけますでしょうか。

増田副議長　阿古市長。

阿古市長　議員のご指摘、真摯に受けとめたいと思います。ありがとうございます。人口の考え方といいますのは、これは、地方自治体と、それと日本全国とは、それは区別するべきだと思います。日本全国で確かに人口減少が起こってる、出生率が非常に低い状態の中で起こっていくという現象と、地方自治体、地域、地域の人口の移動の状態、もしくは人口の動態というのは必ずしも一致するというわけではない。日本全体としては確かに人口減であるけどもということなんです。といいますのは、例えば、今、過疎地域というのがありますよね。それは出生率が少ないから人口が減になっているのかといいますと、必ずしもそうではないということなんです。赤ちゃんを産むべき世代がいなくなっているということが大きな問題であるということを考えますと、今の言っている出生率が上がったとしても、人口が少なくなっている地域は、これは別の問題として存在するということなんです。

それで、私が５万人チャレンジという言葉を口に出しておりますのには、１つの考え方があります。といいますのは、葛城市の立地条件をまず考えますと、非常に有利な立地条件にあるということが１つ。それと、これは企業的な考え方なんですけども、例えば、企業が10年先に今の売り上げの20％減を目標にするということは、その企業はつぶれるということです。ということは、何が起こるかといったら、売り上げを少なくする目標をつくって、それに向かって戦略を立てるということは、縮小する戦略を立てるということなんです。それで、企業が、例えば伸びていく状況を作るためには、ある一定の目標数値、それもプラスの目標数値をつくる必要がある。それができて初めて拡大の戦略というものができていくということなんです。ですから自治体でいいますと、人口減の目標をつくるということは、例えば、市役所でいけば、今は人口５万人やったとします。将来人口が３万人であれば、３万人の市役所をつくらなければいけない。例えば、こういう施設は５万人では要るけども、３万人では要らないでしょう。このサービスは５万人ではできるけども、３万人ではできないでしょうという、そういう仕組みをつくっていくということなんです。当然、そういうところからは住民は離れていきます。

葛城市の場合は、今現在、５万人チャレンジということを口に出してますけども、国のデータベースなり、委託してる業者の分析では、今のところ修正かけても３万7,000人を維持するのは非常に妥当でしょうという話なんですけども、それは、これからの戦略によって変わります。葛城市の場合はこういうことができますという形で、このエリア、ある種、少し広いエリアのコンパクト至近の中心地に持っていく可能性があるということなんです。ですから、それがまさに戦略なんです。戦略というのは、縮小に対する戦略を持っていくという

ことは、非常に住民の生活を圧迫していくということです。

それと、もう一つの考え方です。葛城市の場合は、平成16年10月、新庄町と當麻町２町が合併いたしました。その当時の人口が３万5,500人ほどでございました。本来、３万5,000人では市になることができない。その中で、平成の大合併の中で３万人特例を使って３万5,000人で市になったわけなんですけども、本来の市の要件を一度も満たしてないということが非常に大きな問題になります。お隣の香芝市は北葛城郡香芝町から、人口５万人をクリアされて、人口をふやして市になられました。でも葛城市の場合は、まだそれを満たしてないということはどういうことかと言いますと、まだ本来の市の形態をとれていないということなんです。規模的にはとれていないにもかかわらず、市の行政事務と行政サービス等が非常に高度化した中で市の行政事務をやっております。当然、厳しい状態が考えられる。合併に対しての特例は15年で終わりました。ですから、もう国からの援助は受けられない。その状態で葛城市を維持することは、正直申し上げて、無理です。

これは試算ですけども、今現在、葛城市が人口３万7,400人としまして、税収等が変わらないとして、人口５万人になればどれだけの交付税が上乗せされるのか。財政需要額でいいますと約18億円変わるそうでございます。ですから、その規模になって初めて市の職員の数も維持できるし、行政サービスも維持できる可能性があるということです。ですから、それを目標にする必要があるということでございます。

議員ご指摘のとおり、確かに５万人チャレンジというのは非常に刺激的なことです。周りの自治体が皆、人口減の中でのビジョンをつくっておられる。その中で葛城市だけが、このあたりでも唯一人口増の中のビジョンをつくるということなんです。それは、私は決して間違いではないと考えております。そのための戦略はとおっしゃいますけれども、本当のことを申し上げまして、もう戦略は決まってるんです。それをやれば必ず５万人になるという戦略自体は存在しません。というのは、もし、あれば、ほかの自治体がやってます。ですから、例えばの話、今の時期に大規模住宅開発をやりますということであれば、その人口目標はすぐにクリアできる計画自体はできるんです。でも、それがその自治体に対する財政運営上どんな影響を及ぼすのかということを考えますと、非常に難しいということです。

それと、もう一つ、例えばの話、これは奈良県内では無理ですけども、高層マンションを建てるという考え方もあるかもわかりません。でも、その計画も奈良県では無理です。ですから、そういうことを考えますと、何が大切なのかというのは、実は、住みよい環境をつくるということが一番大切なんです。住みよい環境をつくれば、必ず人が寄ってきます。このエリアが今、非常に人気があるというのはまさにそのとおりなんですけども、それが整いつつあるということなんです。それを積み重ねることによって、私は、あくまでチャレンジです。目標数値に到達するかどうか、それは15年、20年先の話ですけども、チャレンジをしてそれに向かって進むということが非常に大切だと思います。

議員ご指摘のとおり、５万人のイメージというのはなかなか湧かないかもわかりません。でも、５万人チャレンジという言葉を発することによって、できないという方もできるという方も、葛城市の将来について考えていただけます。できるという方は５万人の姿を描かれ

ますし、できないという方は、それは無理だという姿を描かれますけども、それは、一律に葛城市の将来、自分たちが住んでいるふるさとの葛城市の将来の姿を描くことができる、イメージすることができる。じゃあ、それに向かってどういう葛城市をつくらないといけないのかという思いが多分出てくるということなんです。

それと、もう一つ、行政内部につきましては、例えば、正直な話をしますと、５万人チャレンジというのはもう夏前に出してます。といいますのが、５万人に向かって行政として何ができるのかということを各部署に考えてくださいということを実は発してるわけなんです。その中で、多分行政マンの中でもいろんな意見があると思います。こんなもん、わかりませんわという人もいてたら、真剣に何やったらええんかなと考えてくれはる人もいてます。大切なのは、実は、考えることなんです。どういうことが、特効薬なんかないわけですから、何をやれば人が寄ってきてくれるのか、葛城市にみんなが集まってくれるのかということを考えるということなんです。じゃあ、もう結論ははっきりしてるんです。住みよい葛城市をつくるということが最終目標になるわけです。そのための施策を、小さい施策でいいんです、少しずつ積み重ねていく。そのことによって葛城市は５万人チャレンジができるということなんです。

私は、そのような戦略、それがまさに私は戦略やと思います。戦略なくして目標達成に届く可能性があると私は考えております。人口５万人という規模が、３万7,000人から１万3,000人ふやす、そのイメージとしては、例えば、葛城市内には44カ大字あります。その中で、１年間に５軒、新しいおうちをふやしてください。それが可能であれば葛城市内で250軒ふえます。例えば、１世帯が３人であれば750人ふえます。それが、20年たてば１万5,000人ふえますという、これは単純な数なんですけども、必ずしもそんな感じにはいかないですけども、１カ大字に５軒ふえたら可能になる数字やということをイメージとして描いていただけたらと思います。

私が人口10万人を目指すとは申し上げません。届くか届かないか非常に微妙な数字やと思います。ただ、努力すれば届く可能性のある数字である。また、努力すれば届く可能性がある地域であるということを私は強く感じている次第でございます。

以上でございます。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　市長の考え方は拝聴させていただきました。実際に市長は、議員時代からこの５万人ということをおっしゃっておられますので、非常に強い思いがあるのではないかなというふうにも考えております。ただ、最後にお伝えしたいのは、はしごをかけ間違えると、本当に最終的には違うところに上ってしまう。その可能性がないようにだけ、慎重に今回の総合戦略を策定していただきたいということで、この１つ目の質問は終結させていただきます。

では、２つ目、民間委託におけるコンプライアンス基準についてご質問をさせていただきます。最近は何かにつけコンプライアンスという言葉をよく耳にいたします。法治国家において法令遵守は原則である。このことは私も幼いころから教育を受けてまいりました。しかし、このコンプライアンスという言葉は、私の若いときにはございませんでした。これは、

コーポレートガバナンス、つまり企業統治の基本原理の１つで、一般に企業の法令遵守または倫理法令遵守を意味する概念でございます。このコンプライアンスという言葉は、現在では、法律を守ることだけではなく、倫理観や道徳観、社内規範といった、より広範囲の意味として使われることが一般的になってきております。いずれにせよ、ここ数年の葛城市においては、官製談合や贈収賄事件に職員が巻き込まれるなど、コンプライアンスを意識せざるをえない状況にございます。刑法犯罪がコンプライアンスに抵触するとの認識は、誰しも異論がないと思われるものの、言葉自体が最近になって使われ始めたこともあり、使う人によって微妙に認識に違いも感じるわけでございます。コンプライアンスの意味や取り違えが同一組織内の各人においてばらばらであっては、業務委託締結時の運用に支障を来します。ということで、まずは葛城市が業務委託契約を行う際の指針について伺わせてください。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの梨本議員の質問にお答えをさせていただきます。

　まず、市が民間事業者等と契約を締結する場合のコンプライアンスに関する問い合わせかということでございますが、まず、請負といいますのは、民法第632条におきまして、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約する契約というふうに規定されております。ただ、公共工事、公共団体が発注する工事請負契約等の性質、性格からいたしますと、この民法の規定だけでは不十分であるということで、特別法としての建設業法ですとか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律、それから独占禁止法等、関係法令を整備されておるところでございます。こういった法律、法令等を指針といたしておるところでございます。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　公共工事においては、民法だけでは不十分であり、整備された関係法令などを指針としているというご答弁でございました。では具体的に、葛城市が民間事業者と契約を行う際、判定するコンプライアンス基準としての種類はどのようなものがあるのでしょうか。教えてください。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　まず３点ございます。まず１点目でございますけども、先ほども申し上げましたとおり、請負契約につきましては民法に基づき締結するものでございますけども、公共団体が請負契約を締結する場合につきましては、コンプライアンスをより重視しておりまして、工事請負契約、それから業務委託契約の標準的な様式として定められております標準約款というものの第１条におきまして、日本国の法令を遵守することが規定をされておるところでございます。

　２点目でございますけども、公共工事等に参加しようとする方が提出いただく入札参加資格確認申請書というものがございますけども、その提出の際に、欠格条項というものがございます。そこでは地方自治法施行令第167条の４第２項各号、それから虚偽記載、建設業法

の許可またはその営業に関し、法律上必要とする資格、登録、許可が規定されております。それ以外には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員に該当する者を規定しておるところでございます。

３点目でございますけども、そういった形で指名業者として登録をされた中から実際に発注する際には、指名競争入札参加業者を選択いたしておるところでございますけども、その際にも入札参加資格確認申請時には該当しなかったものの、競争入札執行までに当該事由に該当することとなった場合につきましては、葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領というものがございまして、その別表に、事故等に基づく措置基準として、工事の安全管理が不適切で死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えたと認められる場合。それから、不正行為等に基づく措置基準として、贈賄罪の容疑、競売入札妨害罪、談合罪の被疑事実により逮捕され、書類送検され、または起訴された場合。それから、独占禁止法に違反し、排除措置命令または課徴金納付命令がなされた場合。建設業法の規定に違反した場合など、契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名停止ですとか指名取消しを行うこととなってございます。

それから、暴力団排除に関する措置基準で、暴力団または暴力団関係者を排除すること、また、不正または不誠実な行為として、暴力行為、業務慣例法令として測量法、建築基準法、労働者主要関連法令、労働安全衛生法、環境保全関係法令として騒音規制法、振動規制法、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律等に重大な違反をした場合で、当該法令違反により逮捕され、起訴され、または監督官庁から処分を受けた場合、入札参加資格者またはその役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、書類送検され、もしくは起訴され、または禁錮以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適切であると認めるときにも指名停止を行うこととなってございます。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　今のご説明で、さまざまな法律があるということは理解いたしました。冒頭に挙げられた日本国の法令を遵守するということが基本でございますが、法律家でなければ、全ての法令に精通することも難しいのも事実でございます。構成要件などで勉強不足の法もございますので、私自身も個人的に研さんを重ねたいと考えております。基本的に、民間の市場における契約以上に、公共団体が締結する契約はコンプライアンスが重視されるのは当然でございます。入札参加資格確認申請書の提出時の欠格要項、そして、登録後の指名停止まで事細かに規定されているわけでございますが、おおむね一般の人が持つ道徳的観念で納得できるものばかりでございます。ただし業務関連法令などでは事細かな部分もあると感じております。知らず知らずのうちに法を犯すことのないよう、民間事業者は意識を高める必要性が高まっていると、このようにも感じているわけでございます。

では、先ほどのコンプライアンス基準について、違反した際の対応を聞かせてください。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、契約中の場合と、これから契約手続を始める場合とで対応は少し変わりますので、

まず、契約中の場合でご説明をさせていただきたいと思います。許認可権限を有する官公署が、法令違反の疑いがあるとして行政指導ですとか命令等を行っている事実が判明した場合には、契約解除等の措置をとることがございます。また、次に、これから契約手続を始める場合でございますけども、市が発注する工事や業務委託について、指名競争入札に参加させるとしても標準約款をもとに契約する以上、日本国の法令を遵守することの条項に違反するため契約できないという状態になることから、業者指名から除外することもございます。当該業者が再度入札等に参加できる条件といたしましては、法令違反の状態を解消するといったことが必要となりますので、許認可等の権限がある場合は直接、その権限がない場合につきましては、許認可の権限を有する監督官庁との連携を行い、必要な調査や資料提供等の協力を行うこととなってございます。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　契約中の場合は契約解除の措置もとることがあると。そして、契約手続を始める場合でも、業者指名から除外するとの答弁でございました。また、再度入札に参加できる条件は、法令違反状態の解消と厳格に規定されていることを理解いたしました。

　では、是正を求める際の対象者とは誰なのでしょうか。法人といっても、事業協同組合やＮＰＯなどさまざまな形態がございます。それぞれの法人における役員も含まれるのか、また、どこまで過去にさかのぼって対象にするのかも教えていただけますでしょうか。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

　まず、法令違反の疑いがある場合に是正指導を行う対象者でございますけども、法人、個人を問わず、現在の代表者、役員等というふうに考えておるところでございます。また、現在の代表者、役員等の範囲についてでございますけども、法人の代表者、役員であることが当該法人の登記簿等の公的資料により、誰もが閲覧できるよう広く公表されているもので、確認できる方につきましては、法人の代表者及びその役員というふうに該当するものとして取り扱っておるところでございます。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　法人、個人を問わず、現在の代表者、役員が対象という答弁でございました。現在のということに関して異論はございませんが、対象に関しては、経営実態も踏まえた上で、会社法や定款など照らし合わせて考えるべきと感じております。公の場で用いられた証言や文書において是正を求められる対象者が判明することもあるかもしれません。目的は、法令遵守及び違反の解消であり、実行できる権限を持つ者に対して是正を求めていくことが必要でございます。

　さて、先ほどの答弁の中で建築基準法という言葉が出てまいりました。建築基準法違反が発見された場合も葛城市は指導を行うのでしょうか。

増田副議長　松本都市整備部長。

松本都市整備部長　都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

　最初に総務部長が答弁いたしましたとおり、日本国の法令違反ということでございますの

で、建築基準法も対象となると考えております。ただし、建築基準法上の許認可、指導監督等の権限につきましては、奈良県高田土木事務所に置かれている建築主事にございます。葛城市にはこの建築主事を置いておりませんので、調査、指導などを行うことができないということでございます。

以上でございます。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　葛城市は建築主事を置いていない以上、少なくとも許認可や指導監督の権限がない、これは当然ではございますが、では、市に許認可、指導監督権限がないときは、どのような対応をされるのでしょうか。

増田副議長　松本都市整備部長。

松本都市整備部長　都市整備部の松本でございます。

許認可、指導監督等の権限がある官公署が行うわけでございますが、先ほどから申し上げておりますとおり、本市には建築主事を置いておりませんので、建築基準法における許認可、指導監督の権限は奈良県の土木事務所に置かれている建築主事にございます。市は、その建築主事と連携協力をし、必要な資料等を提供することとなります。

以上でございます。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　行政の仕組みからいって越権行為はないというふうに考えるわけでございますが、例えば、市に指導監督権限がない場合でも、是正計画書などを提出させることはあるのでしょうか。あるのならば、その事例と詳細をお聞かせください。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、市に直接許認可、指導監督権限がない場合でありましても、許認可等の必要な業務を行うための事業所等が建築基準法違反の疑いがあるとして、県の建築主事から是正指導されているとの事実を確認した場合に、建築基準法に基づく是正計画書の写しではなく、別の是正計画書の提出を求めたことは過去に１件ございます。

以上です。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　市民生活部長の前村でございます。

ただいまの総務部長の１件ということでございますが、平成23年１月に、前市長時代ですけれども、環境課所管の葛城市一般廃棄物収集運搬業の許可業者に対して、廃棄物処理をしていただいている施設に関してコンプライアンス違反があって、それを見過ごすことができないということで是正計画書の提出依頼を行ったことがございます。

以上でございます。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　是正計画書に関しては、指導監督権限がない中で非常に珍しい対応ではないかなというふうに感じております。過去にこの１例しか事例がないというのも気にかかるわけでございま

す。市民生活部長の答弁では、見過ごすことはできないという文言がございましたが、誰が、どのような場で、見過ごすことはできないと決定したのか。その決定プロセスに問題はなかったかに少なからず疑念が残っております。決定プロセスに恣意的な意図が働いていなかった、このように信じたいわけでございますが、別の機会にまたその背景なども聞いてみたいと考えております。

では、是正計画書を提出させた当該業者と葛城市の現在の関係はどうなっているのでしょうか。また、今はどのような対応をしているのか教えてください。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　市民生活部長の前村でございます。

当該業者とは現在締結している契約はございません。

以上でございます。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　当該業者でございますけども、現在、先ほども申し上げておりますように、入札参加資格確認申請書の提出はございません。

以上です。

増田副議長　松本都市整備部長。

松本都市整備部長　建築基準法違反の疑いがあるとして提出を求められた是正計画書に記載している時期等に遅れはございますが、計画に沿って是正中と伺っております。当然ながら、市に許認可、指導監督権限がないため、当該業者に対し、県の建築主事と指導監督と連携しながら、是正に向け協力することとなります。

以上です。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　該当業者は葛城市とは現在契約を締結していない。現在は指名願も挙がっていない。遅れはあるが、計画に沿って是正中であるという答弁でございました。一民間企業の問題でございますので、私がこの場でこれ以上口を挟む問題ではございませんが、該当業者のコンプライアンスが今後徹底されることを願っております。市の担当部局は指導監督権限のない中で大変だとは思いますが、今後も法令遵守に向けた対応をお願いしたいと、このようにお伝えしておきます。

一方で、現在契約中の別の民間業者に同様の問題が発覚した場合、どのような対応をとられるのかお聞かせください。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただいたとおり、本市の標準契約約款の第１条につきましては、日本国の法令を遵守するということとされておりますので、コンプライアンス違反となり、場合によっては契約解除ということもございます。また、契約後における発注者の解除権といたしましては、別途、工事に着手しないとき、それから工期内に完成しないとき、または完成する見込みがないとき、それから、主任技術者を置かないとき等に加えて、暴力団等の排

除条項ですとか談合等不正行為による解除を規定しているところでございます。

以上です。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　今のご答弁により、同様の問題には同様に対応すると、このように解釈いたします。日本国憲法第14条第１項には平等原則がうたわれております。平等原則違反となると、長の裁量権の逸脱、乱用になる可能性もございます。１つの事業者にコンプライアンス上の問題を指摘する際、他の事業者にも同様の問題が発覚した場合には、行政の対応は当然、同様の指導をする必要が生じるわけでございます。

私がよくないと思う対応の１つにダブルスタンダード、これは、二重規範、二重基準と呼ばれるものでございますが、このダブルスタンダードがございます。葛城市においてそのような対応はないと思いますが、ある概念を一方で適用しながら、もう一方には適用することを許容しないということは、行政の指導にはあってはいけません。例えば、契約中もしくはこれから契約しようとする民間業者に建築基準法等の問題が生じた場合、前回同様に、葛城市は是正計画書の提出を求めることになるはずでございます。再度確認いたしますが、それにおいても二重基準になることはございませんでしょうか。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

公共工事についてでございますが、公共工事等の性格からいたしまして、先ほども申し上げてるとおり、標準約款で日本国の法令遵守という規定がございますので、どのような場合にもその条文に沿った対応をするということになると考えております。

増田副議長　梨本洪珪君。

梨本議員　承知いたしました。同様の問題が生じた際には、同様の対応をとらなければ、市民から平等原則違反を指摘されることもあり得ます。それを念頭に今後も対応いただけると理解いたしました。ただし、釈迦に説法かもしれませんが、慎重に検討した上での運用はなされるべきであると、このようにもつけ加えておきます。例えば、私がよく知る廃棄物処理法の許可は、他の法令以上に厳しい欠格要件を示しています。一般廃棄物においては、第７条第５項第４号において規定されていますし、産業廃棄物においては更に厳しく、先ほどの第７条第５項第４号に加え、第14条第５項に許可してはならない規定がございます。法の制度や趣旨を無視して、葛城市独自で上乗せ、横出し的な基準を設けることには注意が必要です。これらを市独自の基準でやることは市場の混乱を来すことにもなりかねず、コンプライアンス基準の範囲はとめどなく広がる可能性もございます。他団体と乖離しない、良識的な基準の策定もあわせてお願いしておきたいと思います。

今回は、コンプライアンス基準についてさまざまな観点から質問し、納得のいくご説明をいただきました。最高裁の判例からも、業者選定は合理的な裁量でなければなりません。再度、議会議員の立場から、法令遵守の重要性を強調するとともに、今後も適切な指導や対応をお願いし、この質問を終結させていただきます。

本日も理事者の皆様には、本当に大変丁寧にご答弁をいただきました。心より感謝申し上

げます。ありがとうございました。

増田副議長　梨本洪珪君の発言を終結いたします。

次に、７番、内野悦子君の発言を許します。一問一答式で行われます。

内野悦子君。

内野議員　皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。私の質問は３点ございます。１点目は、ロタワクチン予防接種について。２点目は、防災減災の取り組みについて。３点目は、葛城市の斎場建設についてでございます。

これよりは質問席より行わせていただきます。

増田副議長　７番、内野悦子君。

内野議員　それでは、よろしくお願いいたします。

まず、１つ目の質問でございます。ロタワクチンの予防接種助成についてを質問させていただきます。まず、ロタウイルスとは何なのかを少し説明させていただきます。ロタウイルスとは、急性胃腸炎を引き起こす原因となるウイルスで、主に乳児が感染しやすく、２月から５月に流行のピークを迎えます。ロタとは、ラテン語で車輪という意味がありますが、ウイルスが車輪のように見えることから命名をされました。ロタウイルスは、衛生環境の整った先進国でも５歳までに100％感染するという報告もあります。潜伏期間は１日から３日で、主な症状としては、激しい嘔吐や下痢、39度以上の発熱です。便の色が白色になることがあり、大量の水様性の下痢が出ることから、脱水に陥りやすく、注意が必要です。発症後は、通常であれば２日から７日程度で症状はおさまりますが、まれにけいれんや脳症を合併することがあるので注意が必要です。

ロタウイルス感染症は、大人に比べて、身体的に未熟で体力もない乳幼児が多い。また、重症化しやすく、脱水症状を起こしたり、合併症の恐れもあり、日本では感染者の約１割が重症になると聞いております。

先ごろ、厚生労働省は、ロタウイルスワクチンを新たに2020年10月１日から定期接種の対象とすることを決めました。内容は、2020年８月生まれ以降の乳児が対象で、初回接種の標準的な接種期間は、生後２カ月から生後14週６日まででございます。このロタワクチンは２種類ございます。ロタリックスが２回接種、ロタテックスは３回接種です。それぞれコストは２万7,000円から３万円で、保険がきかないので高額となります。若いお母さん方から、このロタワクチンの予防接種の助成の要望等は聞いておりましたが、来年10月からは定期接種となり、乳児を持つお母様にはうれしいニュースであると思います。

そこで、今後、本市においては、ロタワクチン予防接種が定期接種になることについて、どのようにお考えでしょうか。

増田副議長　巽保健福祉部長。

巽　保健福祉部長　保健福祉部の巽でございます。

ロタウイルスワクチンの定期接種についてでございますが、これにつきましては、議員おっしゃるように、令和２年10月から実施ということになっておりますが、現時点で申し上げ

ますと、まだ厚生労働省からその正式な通知が届いていない状況でございます。法に基づく定期接種となるようですので、葛城市としても当然それに基づき、対応できるよう準備してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　ご答弁ありがとうございます。来年10月からとなれば、８月生まれの方からはちょうど定期接種になるんですけれども、同学年である４月、５月、６月、７月生まれの乳児は自費になります。同じ学年の格差をなくすためにも、その対策を講じていただきたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

増田副議長　巽保健福祉部長。

巽　保健福祉部長　先ほど内野議員からもご説明ありましたように、ワクチンの経口投与は、生後６週から32週の間に２回から３回に分けて飲み、４週間以上の間隔をあける必要があるため、定期接種が10月からとなれば、確かに８月以降に生まれる乳児からその対象となり、おっしゃるように、同じ学年の４月から７月までに生まれた乳幼児につきましては、定期接種の対象外となり、もし、実施するとなれば任意接種の範囲となってしまいます。

あくまで今回新たに予定されているロタワクチン予防接種につきましては、法に基づく定期接種と位置づけられるものですので、現時点では、先ほど申し上げたように、国からの通知がまだ届いておりませんが、基本的にはその対象者につきましてもそれに従うことになるかなというふうに考えております。

以上でございます。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　ありがとうございます。このロタワクチンの予防接種の助成なんですけれども、奈良県では11町が全額助成を既にやられております。全国的に見れば、他にもやられてる市町村もございます。国に従うというご答弁でしたけれども、本当に子育てしやすいまちづくりを目指すのであれば、同学年である４月、５月、６月、７月生まれの乳児も、2020年度から何か助成なり免除なりしていただくことを要望いたしまして、この質問は以上とさせていただきます。

続きまして、２つ目の防災減災の取り組みについてでございます。近年、豪雨により全国各地で甚大な被害が発生をしました。今後、地球温暖化に伴う気候変動により、更に頻発、激甚化すると思われます。そのような中で、本市は本当に守られているなと実感いたしますが、その反面で油断も排除していきたいなと、そのように思います。

さて、多くの犠牲者を出しました東日本大震災から８年、阪神淡路大震災から24年がたちました。毎年、災害を思い出しながら黙祷するたびに、ときの早さを感じます。また、本年９月から10月にかけて、相次ぐ台風が日本列島を横断いたしました。ＦＮＮがまとめた避難者数では、福島県で1,113人、そして長野県では698人、宮城県でも439人など、各地で今も2,500人以上の人たちが避難生活を余儀なくされているとありました。長野県では、千曲川の堤防決壊などで3,800戸余りの住宅が被害を受け、長野県を初め、さまざまな避難所から

仮設住宅、町営住宅に入居が始まっております。今回は台風が来ることを事前にわかっていたため、ある程度避難所や物資の事前準備を行うことができましたが、それでも大きな混乱は起きておりました。今後、大きな災害があった場合に、避難所に入れない、物資が行き届かないなどのことも想定し、避難所などの運営を中心に質問をさせていただきます。自然災害が発生した場合の、住民が素早く安全な場所に避難するために必要な情報となる防災マップやハザードマップ、この２つの違いと、現在の葛城市の防災マップについてはどのようになっておるかを聞かせてください。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの内野議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

明確に定義をされているものではございませんけども、一般的な概念といたしまして、ハザードマップというものは災害の被害を予測、想定する地図で、災害の種類別に存在するものと、それから、防災マップといいますのは、自然災害による被害の軽減ですとか、防災対策に使用する目的で、避難場所、避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図というふうにされておるところでございます。本市で作成をしております防災マップでございますけども、両方の情報をまとめたものでございます。

以上です。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　今、防災マップとハザードマップ、葛城市では両方の情報をまとめたものが防災マップということをお伺いいたしました。このハザードマップ、洪水、土砂災害、両方を防災マップの中に記載されていることなんですが、現在、新たにハザードマップを作成していただいてると思うんですが、作成に当たりまして、行政区も参加をされてつくられているのかというところを教えていただけたらと思います。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問にお答えをいたします。

現行の防災マップでございますけども、平成25年度に作成いたしておりまして、その後、災害対策基本法が改正されましたり、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の追加指定ですとか、水防法に基づく水位周知河川、これは、葛城川、高田川、葛下川というものになってございますけども、こういった川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域としての指定についての見直しが行われてございます。そういった情報をできる限り最新の情報に入れかえるとともに、令和元年度に再度作成することにいたしておりますけども、市、県、国等で把握できない地域固有の情報等もございますので、そういったことにつきまして各大字に職員が出向き、避難経路の確認ですとか、危険箇所の確認、それから過去の被害箇所などについてご意見を伺いながら、マップに反映していく予定をいたしておるところでございます。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　今、部長が述べられましたが、この防災マップ、平成21年１月に作成され、その後、平成25年度に作成をしていただいております。市内44行政区の災害時における避難箇所や避難場

所への避難経路について聞き取り調査を行った結果に基づき、つくっていただいているということでございます。

それでは、今回もつくっておられる情報の中、さまざま新しい情報を入れていただけるということで、福祉避難所の情報などもきっと入れていただけるだろうとは、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

次に、いつ起こるかわからない災害において、避難が必要となる警戒レベル３は、避難準備、高齢者や要介護者が避難をします。警戒レベル４になりますと、避難勧告、避難指示で、対象地域住民は全員避難をいたしますが、災害が発生する恐れが極めて高い状況等で、指定緊急避難所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、建物内のより安全な部屋への移動等の緊急避難を行うなどの判断をすることは大事ですので、何が何でも避難所ということではないことを申し添えておきます。そして、住民が避難してこられたら、まず避難所の開設でございますが、開設時、鍵を保管している方が来られないようなことも想定ができます。そのようなときのために、地震自動解錠鍵ボックスの設置なども必要かと思いますが、いかがでしょうか。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

指定避難所の開設手順ということでございますけども、大規模災害が発生し、一定期間避難生活を余儀なくされるような状況が生じたときに、指定避難所を開設するということになってございますけども、その開設を決定した場合には、学校施設管理者の学校長、それから、その他の施設の施設管理者、それから、市担当職員が鍵を持って指定避難所に向かい、避難所となる施設、設備等の確認を行い、安全確保ができた施設を開設するということになりますので、今回、議員がご提案いただいております地震自動解錠鍵ボックスというものでございますけども、設置場所にもよるかとは思いますけども、地震が発生した段階で当該ボックスの施錠が開放されるということになりますので、市民の方が安全確認できていない段階で建物内に入られることも想定されることから、危険であるというふうに認識をしておりますので、現在のところ設置の予定はございません。

以上です。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　ありがとうございます。避難所に駆けつけて、担当者が中を見て、安全かどうかという確認は、確かに大切なことと思います。

それでは、次に、避難所の鍵があきました。次に、避難所の運用でございますが、避難所運営マニュアルを平成30年３月に作成していただいておりますが、このマニュアルの運用はどのようにされておりますか。また、混雑されることも想定して、誰もが運営のできるようにすることは必要と考えます。そこで、自主防災組織などで避難所開設訓練を行うことはできないのかと思います。必ず災害は不意に起こります。避難所開設、運営体制づくりに混乱は必ず伴います。しかし、開設用のキット類だけでも事前にオーガナイズされていれば、そのキット類が動転した気持ちを落ちつかせてくれる効果を持つと思います。避難所の開設が

スムーズにいくように、運営がスムーズにいくように、この避難所開設キットというものをご紹介させていただきます。

これは公明新聞なんですけれども、避難所運営を円滑にということで、名古屋市の取り組みなんですけれども、開設キットを各区に配置ということで、名古屋市は先ごろ、災害時の避難所の開設初期運営に必要な備品一式をまとめた避難所開設キットを各区役所に配置した。各区主催の防災訓練や講習会などで市職員が開設キットについて市民に説明し、準備を促す。開設キットに入っているのは、立入禁止、使用禁止などの案内標識一式や避難所の運営スタッフが着用するベスト、情報提示などに使うスケッチブック、軍手や懐中電灯など、市ホームページでも開設キットの中身を確認したり、案内標識のデータをダウンロードできるというふうに書いてあるんですけども、この開設キットなんですが、東京の方でも各自治体が購入し、避難所開設についての避難所の訓練をされております。

その中でも、東京都大田区でございますけれども、住民の誰もが円滑に開設できる、混乱を避けることができる避難所キットを、2016年度中に全校に整備をしております。この避難所キットの整備は、実際の災害時の応急的な対応に役立つのみならず、実動訓練の高度化を図るのにも有効であると、このようにコメントが載っておりました。

そこで、この避難所運営マニュアルの活用の運用はどうされているかというところと、この避難所開設キットの設置等はお考えいただけないでしょうかという、この２つ、質問させていただきます。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、平成30年に避難所運営マニュアルというものを策定いたしております。そもそも避難所の運営につきましては、原則として避難所を利用される方々で自主運営をしていただくということになろうかと思います。そういったことに対しましてマニュアルを作成し、避難所運営における基本指針として策定をしておるところでございます。

実際、避難所を運営する場合でございますけども、大字の区長様をはじめ、役員の皆様、自主防災組織、市の担当者、それから施設管理者などで構成する、これは組織名としては一応規定をしておるんですけども、避難所の運営委員会といった組織をつくっていただき、役割分担を定めて、避難者が互いに協力し、助け合っていくということが重要だということになってございます。そうしたことから、避難所運営マニュアルというものを各大字や自主防災組織に周知をするとともに、地域の方々と避難所開設訓練等を行い、発災時に対応できるようスキルアップを図りながら、自主防災組織の活性化にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

なお、ご紹介いただきました避難所開設キットでございますけども、ご紹介のあったように、避難所開設当初に必要な物品、それから地図、避難者名簿、マニュアル等、こういったものの物品を１つの箱に収納したものという認識をしておりまして、そういった必要な物品をストックケース等にまとめ、まずはその地域での訓練等で使用をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　ありがとうございます。ストックケースに必要な物品を入れて、各大字に配置をしていただいて、それをもとに訓練をしていただけるという答弁をいただきました。

次に、防災備蓄品についてを伺わせていただきます。葛城市には指定避難所が14カ所あります。例えば、新庄北小学校の体育館は収容可能人数が310人、ゆうあいステーションは1,520人で、ほかの12カ所についても収容人数はそれぞれありますが、収容人数に対して備蓄品は消極的であるように思います。指定避難所に配備される防災倉庫の備蓄品リストを以前に拝見させていただきましたが、バランスよく備蓄されていないように感じました。今の現状はいかがでしょうか。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

全体の非常食、水等の備蓄につきましては、現状、必ずしも備蓄、防災倉庫にバランスよく配備できているということは言いがたい状況ではございます。今後は指定避難所の収容可能人数を考慮した配備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　では、早急に対応をよろしくお願いいたします。

次に、以前にもお尋ねをさせていただきました。またご要望もさせていただいております。液体ミルクでございますが、この液体ミルクというのは、欧米では早くから普及をしておりますが、2016年４月に起きた熊本地震の際に、フィンランドから寄せられた支援物資の中にあり、避難所などで赤ちゃん連れの母親からは大変に喜ばれたそうでございます。こうした経過からも、国産の液体ミルク製造販売を求める声が高まり、公明党の強力な推進もあって、日本での製造販売が可能となり、紙パック入り125ミリリットルは、賞味期限は６カ月でございますが、また、他の会社のスチール缶は240ミリリットル入っており、賞味期限は１年でございます。今年の春から発売をされています。

食品ロスを防ぐために、賞味期限が近づいたミルクは、例えば４カ月健診で希望者に配布するとか、保育所での日常保育などで使うなどし、手間がかかるかもしれませんが、飲みながら備えるローリングストック法と言われる手法を活用して備えることを再度お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問でございます。

液体ミルクの備蓄とそのローテーションということでございます。液体ミルクのその備蓄と活用についてでございます。質問をいただいた後、関係部署と協議をさせていただいておるところでございます。まず、健康増進課で４カ月健診時に使用できないかということでございます。災害時に使用する可能性があるということから、液体ミルクをお試し用という形で配布は可能ではないかということでございます。それから、次に、公立保育所、市立保育園につきましても問合せをさせていただいております。こちらにつきましては、年齢的に離

乳食対応の子どもが多く、ミルクが必要であっても基本的に保護者の方が、子どもの好みですとかアレルギーを考えて準備されているため、備蓄品のローテーションというのは難しいということでございました。したがいまして、災害時の応援協定といたしまして、液体ミルク等を取り扱っている企業等との支援供給を含めた災害時の協定締結に向けた協議を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　今のご答弁は、備蓄が難しいかなというように聞かせていただきました。それで、液体ミルクの応援協定をしていただけるというようなことを、今、部長の方からお聞きをさせていただきました。であるならば、どこの企業にどれぐらいの数量をお願いできるか、また、決まりましたら、わかりましたら教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。また、非常食についてはほぼ理解ができました。

台風15号は９月５日に発生をし、９月９日、千葉県に上陸し、甚大な被害を受け、発生後１週間が過ぎても約６万7,000戸の停電が続いたと日本経済新聞にありました。このようなことを踏まえ、本市の電源の確保、そしてトイレに関しては、震災のたびに繰り返される被災地でのトイレ問題は、衛生面を含めて極めて深刻な状況を引き起こします。避難所マニュアルの中にもトイレ運用手順が記載されておりますが、電源の確保とトイレの確保についてお聞かせください。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

現在、葛城市では、発電機を49台、防災倉庫に装備をしておるところでございます。大規模災害時には、避難者の方々の情報取得手段といたしまして、携帯電話の使用が不可欠といった状況でございますので、携帯電話会社の災害時の緊急対応として、充電のための設備、これはマルチチャージャーというものでございますけども、そういったものの支援を受けることになります。災害の規模が大きく、広域に及ぶ場合には、全ての指定避難所に支援をいただくことは困難であるというふうな回答をいただいておりますので、充電設備の整備も計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、電力確保の観点から、今後はソーラーパネルの設置ですとか、災害時に電力供給ができる電気自動車の導入、それから、もう一つ、災害時に必要な簡易トイレ、こういったものの備蓄にも進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　ありがとうございます。電源の確保、またトイレの確保についてはわかりました。よろしくお願いをいたします。

そして、次なんですけども、今年度、新たに作成をされております、先ほどもふれましたけれども、防災マップですが、この配布方法と指定避難所への避難経路、避難所の標識なんですけれども、この標識についてもどのような整備をお考えかということをお聞きさせていただきたいことと、避難所等の周知状況について、ホームページ、またハザードマップ、避難経路等を示した標識の設置等についてのお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願

いします。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

　まず、防災マップでございますけども、各家庭に全戸配布する予定をいたしておるところでございます。

　次の、避難経路ですとか避難所の標識でございます。現在もう設置されておりますけども、今年度実施しております防災マップの見直しに伴い、避難経路の変更も考えられるため、見直し後に標識の表示内容ですとか設置場所等を検証し、よりわかりやすい標識に更新を図ってまいりたいというふうに考えております。

　以上です。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　今後、標識の更新もしていただけるということですけれども、この標識についてでございますけれども、今、部長の方から、わかりやすいものをとおっしゃっていただいたんですけども、夜間でも光って見えるようにもしていただけたらと、そのように思いますので、よろしくお願いをいたします。

　次に、市民の方から、避難所のペットの対応について納得がなかなかいかないとの相談を受けました。ペットはもはや家族同然となっている現状ですが、本市においても1,717頭という、これは犬の登録数でございますけれども、かなりのおうちで犬と暮らしていることになります。また、猫も含めますと相当数、家でペットと暮らしていることになります。

　葛城市避難所マニュアルの中には、避難所におけるペットの飼育のルールについてとありますが、ルールを守れば一緒に避難できるということであると思いますが、この辺のところの対応についても、しっかりと納得のいくペットの同行避難に加え、環境省から、人とペットの災害対策ガイドラインの中には、同伴避難対策についてもまとめられております。ペットの災害対策、ガイドラインを踏まえたルールづくりは必要ではないかと、そのように思います。避難所におけるペット飼育のルールの周知について、愛玩動物との共生策についてのお考えをお聞かせください。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

　私も家で犬を飼っておりますので、こういったことにはできるだけ対応したいというふうには考えておるところでございますけども、現在の指定避難所につきましては、基本的にペットとの同行避難はできないという状況でございます。ただし、台風等の避難所開設時にペットと避難したいという旨のお問合せは多数ございまして、避難所の建物内へはペットを入れていただくことはできませんけれども、避難所の玄関先やエントランス等、場所を限定した上で、ゲージに入れた状態で過ごせる場合は避難を認めておるという状況でございます。

　また、災害時の愛玩動物との共生につきましては、災害対応の１つの課題というふうにもなっておりまして、先ほどご紹介のありました、環境省から出ております、人とペットの災害対策ガイドラインといったものも策定をされております。そのガイドラインを参考に避難

所での対応について、マニュアル化を含め、より具体的に検討してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　ありがとうございます。本当に大変難しい面もあると思いますが、マニュアルの作成の方をよろしくお願いいたします。

次に、本当にしつこいと思われるかもしれませんが、これは、市民のみならず、職員が守られるという被災者支援システムの導入についてでございますけれども、このシステムの構築は終わっていると私は思っておりますが、どうかというところと、また、発災時には担当部局では対応が大変と思われます。他の部局でも操作ができるような仕組みを構築する必要があると私は思います。その研修はいつされるのでしょうか。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　議員お尋ねの被災者支援システムでございますけども、以前からご紹介いただいている西宮市が作成をされたシステムでございまして、それを導入いたしております。住民基本台帳データですとか要支援対象者データ、それから土地家屋データでございます。こういったものは更新を随時させていただいておるところでございます。しかしながら、関係部署の全ての職員、避難所とか本部は当然でございますけども、避難所関係の全ての職員がシステム操作が可能かと言われると、なかなかできていないという状況でございます。そういったことから、マニュアルを作成し、職員向けの研修を今後実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　この研修が終わらないと私は完了と言えないと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは次に、さまざま、毎年災害が起こっております。市長は、常に緊張感を持って、防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを目指してまいりたいと、このようなことを常々言われておりますが、ハード面においてもソフト面においても、災害対策は大変重要な課題と思います。地球温暖化が関係しているのか、年々災害が多くなっております。このようなことも見据え、災害担当部署として危機管理課の設置が必要ではないかと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

増田副議長　阿古市長。

阿古市長　議員のご質問にお答えいたします。

葛城市は、実は今年度から、災害に強い葛城市を目指す上で、災害に強い予算項目を１つ入れまして、大きな柱として予算づけをいたしました。当然のことながら、ハード面の整備も、消防署と消防団の屯所の建替えや、ため池等の貯水池としての使い方ですとか、あとタンクなんかも予算に項目の中に入れました。ただ、議員ご指摘のとおり、ハードだけではいけないんです。行政としては、市民の命や財産を守るということが第一使命ですので、その使命を果たすためには、やはりソフト面も大切だと思っております。その中での訓練等はこ

れから更に深めていかないといけない部分やと思いますけども、議員ご指摘の、危機管理課というのを、欲しいのは欲しいんです。今、現状は、本当のことを言いますと、生活安全課の方で全て、台風来るといえば、当然のことながら庁舎へ詰めておりますし、何か災害が起こるであろうということであれば、常にその対応の中心になっているのが総務部の生活安全課でございます。当然のことながら、行政の部長級以上は、災害対策本部の設置とともに庁舎に詰めるわけなんですけども、その中で、やはり中心になるその課の整備というのはしたいんですけど、これは人員的に、現実として、さっきも言いましたように、本当のことを言いますと、まだ市の形態をとれてないんです。予算があって、それで人員が本当に確保できるのであれば、やりたいことはいっぱいあるんですけども、ただ、現状の職員の中で最大限その能力を発揮していただくという手法しか今のところはとれないということなんです。議員ご指摘のご意見というのは、これから、そういう状況になりましたら、実現できるように頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　ありがとうございました。市長から、今後実現できるように頑張ってまいりたいと、そのようなご見解をいただきました。本当に生活安全課、やらないといけないことがたくさんある中で、毎年、本当に災害がたくさん起こってきます。本当にご苦労をおかけいたしますが、引き続きどうかよろしくお願いをいたします。

続きまして、最後の質問でございます。葛城市市営斎場、セレモニーホールの建設についてを質問させていただきます。以前より、何人かの市民の方から、大切な故人の葬儀を市内で行うことができないか。葛城市に葬儀を行える会館をつくっていただきたいとのご要望を聞かせていただいております。それで、葛城市の火葬場は昭和62年４月に開設をしておるわけでございます。33年がたちます。この当時というものは、どこの市町村よりも先駆け、最新の火葬場であったのではないかなと、そのように思います。また、現在においても、メンテナンスを含めしっかりと運営をしていただいて、大変に感謝をいたします。そして、斎場とセレモニーホールの一般的な違いをまず言わせていただいておきます。斎場とか斎苑というのは、火葬設備を持っていて、葬儀もできる施設を示しております。セレモニーホールとかセレモニーセンターというのは、火葬設備がなく、お通夜や葬式、告別式をする式場を中心とした施設をいいます。

人は必ず死を迎え、それがあすなのか何十年後なのかわかりませんが、超高齢化社会と少子化、かつて経験のない時代を私たちは生きております。日本人の年間死亡者数は、2018年には136万9,000人と推計をされております。本市の平成30年度のお亡くなりになられた方は330人と伺っております。

葬儀の形も変化してまいりました。半世紀前の1970年代は、日本経済が高度成長のピークを迎えた時代でもありました。この時期を境に葬儀の形は大きく変わっていると思います。このころまでは、葬式はおのおのの家庭で行うのが当たり前でした。次第に公民館の建築が盛んになり、地域の公民館などで家族の思惑を支えるご近所の協力の中で仕切られ、とり行

われてきました。その後、葬祭場が開業され、葬儀の場所も大きく様変わりをし、おのおの家庭から斎場、またセレモニーホールへと移りました。

多くの人々が家庭で葬儀を行う負担から解放されましたが、他の負担も抱えることになりました。思ったより葬儀費用がかさみ、自分の死後、残された家族、親戚、関係者に余計な負担をかけられないなどの思いを持っている人、また高齢者世帯で夫婦２人暮らし、またひとり暮らしが更に今後ふえ続ける。小さな葬儀、家族葬で故人を送りたいという切実な願望を持たれているお声も聞こえてまいります。

最近も市民の方から、葬儀を市内で行うことができないのか。葛城市にセレモニーホールができれば安心できるとのご要望をいただいております。そこで、本市には火葬場はありますが、斎場がないため、他市の斎場、またセレモニーホールを利用しますが、どの地域のセレモニーホールを利用されておられますか、お聞きさせていただきます。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

主に葛城市近隣の御所市、大和高田市、橿原市、香芝市などにある葬祭場、セレモニーホールを使用されているようでございます。

以上でございます。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　ただいま、橿原市、御所市、香芝市、大和高田市という、主にそちらの大きなホールを使用されておられると思います。最初にも述べさせていただきましたけれども、葬儀の形態も少しずつ変わってまいりました。最近では家族葬も多くなっているように思いますが、家族葬の件数などわかりますでしょうか。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　家族葬の件数、比率についてのお尋ねでございますが、あいにくでございますが、火葬申請時に環境課に提出いただく火葬場利用許可申請書類には、家族葬等、葬儀の形態などの記載項目はございません。したがいまして、家族葬の件数、比率等については把握していないのが現状でございます。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　ありがとうございました。わからないということで、わかりました。近隣を見ましたら、市営斎場またはセレモニーホールがないのは葛城市だけではないのかなと、そのように思いますが、県内の状況を教えていただきたいことと、そして、先ほども家族葬のことにふれましたが、本市の火葬場とつながっている待合室なんですけれども、ここで家族葬など行えるような改装をし、小さな斎場として利用できないかということもお聞きさせていただきたいと思います。

広陵町の火葬場にも行かせていただいたことがあるんですけれども、待合室がここもございました。葛城市よりも大きかったんですけども、そこで前から家族葬が行えるようなシステムをとっておられます。また、橿原市の斎場におきましては、式場と火葬場が併設をしておりますので、マイクロバスとかタクシーという移動は不要ということになります。火葬場

まで斎場内を徒歩で行ける、そういうこともあって、葛城市の火葬場の横の待合室を、家族葬が行えるようなことは可能でしょうか。よろしくお願いします。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　まず、県内11市と葛城広域行政圏内、王寺町、河合町、上牧町、広陵町の４町の状況を調べさせてもらいましたが、県内11市中６市が葬祭場を運営、葛城広域行政圏内の４町では、広陵町が単独で、王寺町、河合町、上牧町の３町は、環境施設組合をつくり、葬祭場を運営しています。いずれも規模は家族葬をとり行える程度の斎場のようでございます。

　それから、次に、現在の火葬場の横にございます待合室棟を斎場として使えるようにできないかというお尋ねいただいておる件でございます。当該待合室棟は、そもそも建設当初から火葬場の待合室としてご利用いただくことを想定して建設されておりますので、斎場として利用するには、玄関のとり合い、待合室の面積、部屋数、バリアフリー対策等、まずスペース的に考えるだけでも実施はかなり難しいと考えます。さらに、建築基準や都市計画法上の問題はないか、そういったもろもろの調査、そして何よりも、地元住民皆様をはじめ、市民皆様へのご理解をいただけるかの問題がございます。

　それでは、ほかの地域で考える場合、市内のどの地域に葬祭場を建設できるかということを考えたんですけれども、市街化区域内におきましては、良好な住宅環境を守るために厳しい制限が課されている地域である第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域以外の地域なら建設は可能でございます。市街化調整区域につきましては、基本的には建設は難しく、公的な位置づけとしての計画等が策定されていれば協議の余地はございます。いずれにいたしましても、建設するには、地元はもちろん、周辺住民皆様の理解と同意、用地の確保、予算的な問題、景観への配慮等、多くの課題がございます。

　議員おっしゃいますように、市営の葬祭場があったらよいのにという要望は受けとめさせていただき、周辺に専門のセレモニーホール、あるいは葬祭会館等がある現状や、先ほどもお述べいただいてますように、セレモニーの形態も、家庭で行っていた、あるいは公民館、そしてセレモニーホール、直葬などに変わってきている現状など、将来を見据えて、市民皆様の大切な税金を投入することについて、需要と供給のバランス、利活用面での費用対効果などをよく検証するために、継続した調査研究を進めてまいりたいと思います。

　以上でございます。

増田副議長　内野悦子君。

内野議員　ありがとうございました。今、部長の答弁の中に、法律的な課題の調査はもちろんですが、今後、市民のニーズや利活用の予測、費用対効果などを検証していただいて、今後とも進めていただけたらと、そのように思います。市営斎場が難しいのであれば、企業誘致と市長もよくおっしゃっておられますが、企業誘致を進めるなどしていただきたいと思います。最初に、葛城市はどちらの斎場を利用されていますかということを伺いました。これは、他市の企業にしっかりと葛城市の方々のお金が流れているということになると思いますので、ぜひ民間の企業の誘致を進めていただきたいとご要望いたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

増田副議長　以上で内野悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休　憩　午後３時２３分

再　開　午後３時５０分

増田副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、６番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

６番、谷原一安君。

谷原議員　皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問に立たせていただきます。

質問のテーマは２つございます。１つは、ふえ続けるごみ処理費を節減するための入札・契約改革についてであります。議長の許可を得ておりますので、グラフについてパネルを使わせていただきます。理事者と、それから議場の議員の皆様には、手元にそのグラフを配付させていただいております。

もう一つは、奈良県主催の地域フォーラムにおきまして、地域発展ビジョンとして市長が発表された内容について幾つか質問したいと考えております。

これよりの質問は質問席にて行います。

増田副議長　６番、谷原一安君。

谷原議員　では、これより一般質問に入ります。

さて、さきの９月定例会で、私は、合併して15年の葛城市の財政状況について質問しました。合併の目的は、行政の効率化によって財政基盤を安定させるということでありますけれども、残念ながら、葛城市においては経常収支比率が悪化してきております。そこで、私は、行財政改革の一環として入札・契約改革に取り組むことを提案いたしました。今回の一般質問では、経常収支比率の悪化の原因となっている経費を具体的に取り上げて質問してまいります。

皆さんもご承知のとおり、旧新庄町と旧當麻町にあった２つのクリーンセンターは、葛城市になって新しいクリーンセンター１つとなりました。当然、行政効率は上がるわけでありますから、施設が１つになって、葛城市のごみ処理費の経費が下がることが期待されたところでありますけれども、実は、事態は全く反対で、ごみ処理費の費用は上がってきております。合併当初よりも塵芥処理費が大きくふえているわけであります。今回はこの塵芥処理費に焦点を当てまして、経費の節減、入札・契約改革について質問してまいります。

なお、合併は平成16年10月でしたので、葛城市丸々の決算となるのは翌年、平成17年度です。それを起点として塵芥処理費の経年変化を見てまいりたいと思います。そこで、質問しますけれども、まず最初に、平成17年度と直近の決算である平成30年度の一般会計決算における塵芥処理費は幾らだったでしょうか。お願いいたします。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お尋ねの、平成17年度と直近の決算である平成30年度の一般会計決算における塵芥

処理費です。平成17年度の塵芥処理費の決算額は４億9,777万2,590円、平成30年度は６億1,248万3,052円でございます。

増田副議長　谷原君。

谷原議員　ありがとうございます。１億1,000万円余り、１億2,000万円近くふえていることがわかりました。しかし、この決算における塵芥処理費は、工事請負費が実は算入されております。これは、合併してしばらくの間、古い炉を修理したりして、億という単位のお金が出てるんです。でも、経常的な塵芥処理費というのは、ごみを集めて燃やす、あるいは分別して処理するという、この経常的な収支をとるために、いわゆる工事請負費は省いて、この塵芥処理費がどうなってるか。それについて、平成17年度、それから平成30年度の工事費を除いた塵芥処理費についてお伺いします。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　ただいまお問いの工事請負費を除いた塵芥処理費でございますが、平成17年度は４億1,478万8,991円、平成30年度は６億881万1,052円でございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　こう見ますと、先ほどとは違って、かなりまたふえております。１億9,000万円余り、経常的なごみ処理費が合併してからふえているわけであります。これをパネルにしておりますので、ごらんください。お手元の資料１になります。これは、葛城市一般会計決算及び決算の成果報告書に公表されている数値をもとにつくっております。グラフの裏にはその一覧表を、もとの数値データを印刷しております。ごらんのように、合併以来、工事請負費を除いた塵芥処理費は右肩上がりで増加しております。その内訳について説明します。棒グラフの一番下の青い色が委託料です。これがずっとふえてきてる。委託料というのは、民間に業務委託してる費用であります。次に、オレンジ色や肌色、クリーム色や茶色であらわされているのが給料、手当などの人件費であります。この人件費も年々増加していることがわかると思います。

　さて、ごみの量がふえてましたら、当然処理費がふえるのは当たり前です。そこで、平成17年度の燃えるごみ、可燃ごみですけれども、その量と、平成30年度の可燃ごみの量はどうなっていますでしょうか、お聞かせください。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　平成17年度の可燃ごみ処理量は１万1,562トン、平成30年度の処理量は１万1,533トンでございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　可燃ごみは変わってないんですよね。ただ、私としては、これ、決算報告書、成果報告書にある数値を私は見たんですけれども、これだと決算報告書、成果報告書の中の可燃ごみ処理量が出てるんですけど、600トンばかり減ってるような数字でありました。

　次に、費用はどうなってますでしょうか。可燃ごみの処理費用についてお伺いします。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　平成17年度と、そして平成30年度の燃えるごみの処理費ですが、平成17年度の可

燃ごみ処理費は１億2,199万3,120円、平成30年度の処理費は１億6,949万9,397円でございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　ごみの量はふえていませんけれども、約4,700万円ほど燃えるごみについては増加しております。これについてもグラフでごらんください。先ほどの数値ですけれども、これは、決算成果の報告書の中からとっております。市民の皆さんのご努力によって、可燃ごみは、減ったり上がったりはしてますけど、長期的に見ると減少傾向にあると。ただし、赤字で示しております処理費は増加していることがわかると思います。

　そこで、次にお伺いしたいと思います。可燃ごみではなくて、今度は資源ごみです。資源ごみの処理量と処理費をあわせて、平成17度及び平成30年度ではどうなっているかお聞かせください。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　資源ごみの処理量と処理費についてです。平成17年度は2,008トン、処理費は7,818万7,813円、平成30年度は1,900トン、処理費は１億6,355万8,224円でございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　今お聞きいただきましたように、資源ごみも減っております。しかし、処理費が、今お聞きいただいたように、倍以上に膨れ上がっております。約7,800万円から１億6,000万円ということになっております。これもパネルにしております。資料の３、資源ごみ処理量、緑色と赤で申しわけありません。見にくくなっておりますけれども。資源ごみの処理量もずっと減って、この２年ばかし、新たな要因があってふえておりますけれども、全体としてこれも減少傾向です。しかし、赤字の資源ごみの処理委託料については、平成24年度と平成29年度に大きく上がっております。結果として合併時よりも倍以上、この資源ごみの処理委託料が上がってるということがおわかりになると思います。つまり、ごみの量はふえてないんです。ところが処理費はふえているということがおわかりいただけたと思います。

　そこで、その要因について一体何にあるのかということ、これをしっかり押さえなければ経費を節減することはできません。そこでお伺いしたいんですけれども、塵芥処理費の中で、工事費を除いた塵芥処理費ですけれども、最も比率の高い塵芥処理費の中の節でありますけれども、それは何なんでしょうか。あわせて、平成17年度と平成30年度の一般会計決算における塵芥処理費の委託料が幾らになってるかお伺いいたします。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　工事請負費を除いた塵芥処理費の中に占める比率の最も高い節は、委託料でございます。塵芥処理費の中の委託料の決算額でございますが、平成17年度が２億1,206万2,999円、平成30年度が３億4,035万1,401円でございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　委託料が１億2,000万円余りふえているということがわかりました。委託料がどのように増加してきたか。先ほども棒グラフを見ていただいて、青い委託料がふえてきてるというのはごらんになったと思いますけれども、折れ線グラフで見てもらいます。資料の４になりま

す。これを見ていただいたらわかりますように、塵芥処理費の中のさまざまな委託料が入っておりますけれども、これが年々上がっているということがわかると思います。実は、人件費につきましては、比率としてはそう高くありませんので、塵芥処理費の中でこれが大きくごみ処理費が上がってる中で一番大きいのは、この民間事業者への委託が非常にふえているということがわかると思います。

さて、ここで皆さんに考えていただきたいんですが、おかしいとは思われませんか。ごみの量は減ってるんです。ところが委託料はふえてる。じゃあ、人件費はどうなのか。人件費もふえてるんです。これは人がふえてるんです。合併時15名だった職員が20名、５名ふえてるんです。普通は民間委託するのは人件費を削除するためです。人件費を節減するために民間委託する。ところが、民間委託上がってるから人件費が下がってると思いきや、人件費も上がって人もふえてるんです。これは一体どんなことをやってるかということです。私は、これはもうちょっと市民に説明できるような形で、この塵芥処理費については考えていただきたいと考えております。

この塵芥処理費の中で、委託料がどのように変化してきているかというのをもう少し見てまいりたいと思います。資料５をごらんください。このように塵芥処理の委託料が大きく上がっております。色分けしているのは、その中のさまざまな委託、その中身をあらわしております。例えば、この委託料の中には、資源ごみを集めたり分別したりという委託料もありますし、燃えるごみを集めるという委託料もあります。それから、焼却施設の運転管理等委託料もあります。あるいは、この間から私がいろいろと申し上げている、例えば、犬と猫の休日の死体処理の委託料なんかもあるわけですけれども、色分けで見てください。一番下、青い色分けです。燃えるごみに関係する委託料は青の色合いであらわしております。資源ごみの処理に関する委託料は緑色の色合いであらわしております。一番下の紺色は、一般廃棄物運搬業務委託料であります。これは、當麻地域の燃えるごみの収集の委託料で、実は、これは、合併以来ほとんど委託料は変わってません。ごらんのとおり、一番下の濃い青です。そして、４つ目の青色は、合併時は少なくて、それが途中から上がって、また新しいクリーンセンターになってちょっと減っておりますけれども、合併時は老朽化の工事請負費なんかでかなり金かかってますけど、これは運転管理だけですので、合併時のは小さい炉ということで余り大きくなっておりませんけれども、燃えるごみについては余り委託料は上がってない。これは先ほどから出てるとおりなんです。だけど、問題は資源ごみの方です。濃い緑と、それから薄い緑と、最後、平成29年度と平成30年度は１つの緑色になっていますけれども、濃い緑色が空き缶、空き瓶などの資源ごみ、薄い緑が粗大ごみや不燃ごみの収集運搬処理の費用となってます。ところが、平成29年度と平成30年度については１つになってます。これはどういうことかというと、契約が１つになってるんです。これまで別々の契約だったもの、同じ業者でも別々に契約してたものが、なぜか１つになってます。しかも決算書とか予算書にはこの緑の、平成29年度、平成30年度の数値は出てきません。上の水色の、ごみ焼却施設運転管理料と、全部突っ込みで予算決算書には書かれてます。これは非常に乱暴な予算決算書の内訳書になってると思いますけれども、後で述べますけれども、この一本化になったと

ころの契約がどうなのかということは後でまた見ていきたいと思いますが、このように推移しています。つまり、平成23年度までは濃い緑、薄い緑、合わせてそんなに多くありません。大体6,600万円ぐらいです。それが平成24年度にぽんと上がります。そして、それがさらに、平成29年度から３年の長期契約になってますけれども、これがまた上がりました。こういう経過をとっているということをごらんください。平成24年度から平成29年度まで2.3倍、9,000万円ぐらい上がってるわけです。

　そこでお伺いいたします。平成24年度及び平成29年度における資源ごみ等の処理にかかわる委託料ですが、前年と比べて大幅に上がった理由は何でしょうか。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　まず、平成24年度の塵芥処理費の委託料の総額は２億6,437万5,273円で、そのうち、資源ごみ等処理に係る委託料として、粗大ごみ運搬処分委託料が5,582万9,680円、資源ごみ分別処理委託料が4,564万5,075円の、合計１億147万4,755円となっています。前年の平成23年度の委託料の総額は２億2,426万9,969円で、そのうち、資源ごみ等処理に係る委託料として、粗大ごみ運搬処分委託料が4,079万5,520円、資源ごみ分別処理委託料が2,846万4,450円の、合計6,925万9,970円となっています。これは、平成23年度におきましては、當麻クリーンセンターの解体に伴い、同センター処理分が増加しているものの、不燃ごみ、資源ごみ、大型ごみ収集運搬処理委託業者との契約を上半期で打ち切り、下半期からシルバー人材センター及び２名の市事務職員で対応したことによって費用が減少していたことによるものでございます。

　次に、平成29年度の委託料の総額は３億2,889万686円で、そのうち、リサイクルごみ施設運転管理、資源ごみ収集運搬処理委託料は１億5,899万7,600円でございます。平成28年度の委託料の総額は３億798万2,806円で、そのうち、粗大ごみ運搬処分委託料6,872万9,400円、資源ごみ分別処理委託料4,497万1,706円の、合計１億1,370万1,106円でございます。これは、リサイクル施設運転管理分の増額と當麻地区資源ごみ収集及び処分分の増額分、合わせて4,529万6,494円となっているものでございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　ありがとうございます。平成28年度から29年度の分、直近の分をとらえておきますけれども、當麻地区が委託になったということ、當麻地域の広い部分で収集の分がふえた。それから、もう一つ、リサイクル施設運転管理の委託料がふえたと。これについては、あと問題にしていきますけれども、収集範囲がふえたということですよね。それでふえたというお話でした。私は違う見方をしておりますので、それについては後でお話ししたいと思います。

　もう一度、今の数値がありました。これは、もう一度グラフで見てみたいと思うんですけれども、資料６で作成したもので、先ほど言いますように、平成17年度から平成23年度、それから、平成24年度から平成28年度、平成29年度、平成30年度と２段階になって上がってるんです。黄色は、決算成果報告書の中の資源ごみ処理費からとっております。緑の方は、決算書の中の資源ごみに関する委託料からとっておりますから、委託料がほとんど資源ごみ関係は占めてるのかなというふうに思います。人件費については直営ですので、委託になって

ませんので、當麻地域が直営だったころにはここには反映されておりませんので、こういう数字が出てくるわけであります。

私は、先ほど、平成29年度、平成28年度で大きく上がったところ、これは新クリーンセンターが稼働したことに合わせて、平成29年度、平成30年度と平成31年度まで長期契約いたしました。それまではリサイクルのための施設、これは、民間事業者、委託事業者が全て自分持ちでありました。ところが、平成29年度、平成30年度、これは、今のクリーンセンターの中に、葛城市は多額のお金を出して新炉建設とリサイクル施設建設を行っております。したがいまして、平成29年度、平成30年度の委託料につきましては、業者は、要はリサイクル施設の設備投資、中の施設のさまざまな装置の投資です。あとは収集車も葛城市が出しておりますから、だから減価償却費は業者の経費の中に入ってないんです、この委託料は。ところが、それまでの業者の分は業者持ちですから、分別場、要はリサイクルセンターを自社でやるか他社でやるかは別として、要は、委託で事業者が持っている施設を使ってるから、これが経費として当然、償却のために減価償却の段で資産に載ってるわけです。これが何でふえてるかですよ。平成29年度になって。業者は人だけなんです。手間賃だけです。それまでの業者は全部自前の施設、言ってみれば、資本投下して、その経費を入れてその金額なんです。だから、何でこれだけふえたか。これは大変説明しにくい。だから、この問題について少し見てまいりたいと思います。

先ほど、當麻地域のエリアが広がったとかいうお話がありました。しかし、ごみ処理については２つ仕事がございます。１つは、集めて運搬するという仕事です。これは、日々、市民の皆さんがご自宅から集積場なんかに出されてこられますよね。職員さんが来られたり、委託業者が来られたりしてます。これを次はリサイクル施設に運んで、そこで分別して、例えば空き缶は圧縮する。あるいは不燃ごみだったら破砕する。そういうリサイクル施設での分別処理というのがあるんです。この２種類があります。葛城市は、その分別処理場を自前で持ったということなんです。ということは、先ほどのこのグラフですけれども、一体、契約時にどういう見積もりをされたのか。１トン当たり、例えば、瓶、缶だったら幾ら、ペットボトルだったら幾ら、これ、過去の契約書を見ますと、契約書にちゃんと書いてあるんです。資源ごみについて、１トン当たり、例えば空き缶だったら幾ら、瓶だったら幾ら、ペットボトル幾ら、不燃ごみ、大型ごみ、契約書に書いてあるんです。ところが、新しい契約書に全く書いてない。つまりブラックボックスになってるんです。だから比較のしようがないんです。だから、どの程度減価償却費が乗ってこの値段なのか。こちらは減価償却費乗ってないのに、どういう値段なのか比較できないような状態になってるんです。でも、これ、市長にお願いですけれども、３月に予算審議があります。これ、ちゃんと出してください。でないとこれが正当な、市民が負担する費用かどうかわかりません。過去の契約書にはちゃんと出てるわけですから。それを比較すれば減価償却費がないのに過去の事業者と同じトン当たりの経費出してたら、これはおかしいですよ。不当利得ですよ、はっきり。これははっきりさせたい。だから、３月までにぜひ資料を私は出してほしいと思うんです。そうすればきちっとお話ができると思うんです。最後見ていただいた３カ年の長期契約、これ、今年度で

切れるんです。今年度で切れるから、次年度、新しい契約を結ぶということになりますから、これまでと同じような契約でいくのか。これをしっかり考えるときなんです。契約が切れるわけですから。

そこでお伺いします。次期の委託契約に向けて、資源ごみ等の収集業務内容や仕様書の検討を行って、委託業務にかかわる経費を削減するように何かお考えでしょうか。それについてお伺いします。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　収集業務内容なども含めた仕様の検討と経費を考慮し、今後の経費削減に向けた検討を行っております。

以上です。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　今、仕様の検討も行っているというふうにおっしゃいました。実は、市民の方からこういう声を聞いております。カレンダーを見ないとついていけないと、毎日何か出すようになってると、朝起きたらまずカレンダー見て、出し忘れたらあかんと、もう大変やというふうな声を聞いております。特に瓶と缶を別々に収集しております。瓶と缶を。これ、経費があるわけですよ。業者の方は、回るために、回る回数がふえますから、それも市全域でふえますから、だけど、どこの自治体も、この周辺の自治体も、瓶と缶、同じようにして出してます。だから業者は１回ですよ。御所市は今年からかな、来年から形態変えて、あそこは各戸収集やってますから、家の前に小さなかごを出して、そこに瓶と缶と一緒に入れますと。瓶と缶を一緒に入れても処理場で分別できる機械もありますし、できるわけです。だから、そういうふうな形だったら収集のコストは下がります。家庭も助かります。だから、こういう仕様書については、やっぱりもう１回きちっと見直してほしいんです。本当にこれだけの経費をかけてむだがないのか。これをちゃんとそうしないと、経常収支比率が上がってきてるわけですから、行財政改革をどこかでやらなあかんわけです。

きょうも議員の皆さんがいろんな要望を出されました。我が党も出しております。予算がかかります。でも、経常収支比率が満杯になってくると、いや、その要望はごもっともですけれども、ご期待に沿えませんと、財政が非常に圧迫されてますのでできませんと。そんな議論を議会でせなあかんようになるんです。私、そんな葛城市議会になったらだめだと思います。だから、今のうちに経常収支比率をしっかり見るために、こういうところの経費を節減していく。仕様書のところからまずしっかり考えていただきたいというふうにお願いしておきます。

さて、今、予算編成をされてると思いますので、そういうことも含めて、これは予算特別委員会等でもしっかりこの問題を私、審議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、これまではコスト削減、経費の面から、この資源ごみの委託料を見てまいりました。しかし、私は、入札・契約改革ということを申し上げております。国が入札契約適正化法というのをつくって全国の地方自治体に、例えば、第三者委員会による入札監視委員会をつく

りなさいという法律ができております。前回、紹介しましたように、奈良県下12市で既に５市がつくっております。そこでは落札価格を大幅に減らしたり、随意契約を減らしたり、随意契約になりそうなところでも、適正な方法で競争性を導入して経費を下げるなど、効果があらわれております。葛城市はまだできてないんです。私は、入札・契約改革は10年、葛城市はおくれたと思っております。その間に200億円を超える合併事業が行われたわけで、議会でも道の駅かつらぎ調査特別委員会で、その周辺事業、関連事業、高額の随意契約のオンパレードです。随意契約、随意契約、随意契約、それも億を超える場合もありますし、1,000万円を超えるような、そういう随意契約を結んで非常に浪費をしているように私は思います。

そこで、契約の問題についてこれから取り上げてまいります。先ほど来から取り上げてきました、葛城市新クリーンセンターリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託契約についてお伺いします。先ほど言いましたように、これまでは分けていた契約を緑色１本になってしまいましたよね。その契約です。実は、これ、非常に長い表題の契約でありまして、２つの異なる業務を１つの契約にしております。もう１回読み上げますけれども、葛城市新クリーンセンターリサイクル施設運転管理業務、つまり、葛城市のリサイクル施設を運転管理しますよ。これは全て葛城市のものです。でも、そこは行って、運転管理をさせてもらうための委託料を取りますよ、のが１つ。それから、もう一つ、資源ごみ等収集運搬処理業務、これは、集めて、その施設で分別したりするその人手、その業務です。これは本来２つの業務を一体する契約は、これは非常に不思議なんです。別々でやったらいいんですよ。何でこれを１本にしたか。私、からくりがあると思ってます。１つは、抱き合わせで長期契約した。これは、収集業務なんかは単年度ですよね。基本的に一般会計は単年度主義ですから、長期契約をやるには制約があります。地方自治法、それから葛城市も条例を持っております。施設の維持管理業務等は、これは長期でできます。しかし、単年度の収集業務なんかは単年度でいくものなんです。収集業務などは。そうやってやってきたわけです。くっつけてやる。でも、これ何でくっつけたか、私、どう考えてもよくわからないんです。だけど、だから、ここからは私の推測になります。しかし、なぜくっつけたかだけはお聞きしておきます。なぜリサイクル施設運転管理と資源ごみ収集運搬処理業務と、異なる業務をくっつけて一体に契約したのか。と同時に、これまで資源ごみ収集運搬処理業務と粗大ごみ収集運搬処理業務の委託契約を分けて締結したのに、これも一体でやってるんです。その理由についてお伺いします。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　資源ごみも粗大ごみも、収集を行った後の分別、解体などの作業を一連として行うことによって、円滑で効率的な作業を行うことができる点。それから、収集作業を終えた業務員が、そのまま施設内での作業を行うことによる人件費の削減効果を狙ったものでございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　そう答えると私も思いますよ。じゃあ、何で経費があんなに莫大に上がるんですか。これ

がおかしいんです。確かにそのとおりです。合理的です。集めて、その施設で人員配置、あいたときにやるわけだから。だけど、何であんなに上がるんですか。しかも施設は葛城市のものですよ。減価償却費一切かからないんです。人件費だけじゃないですか、手間賃だけじゃないですか。それをもっと合理的にやって、何でこんなに上がるんですか。これ、考えてください。こんなん絶対、予算でこんな前年度踏襲、はっきり言って認められませんよ。これ、本当に真剣に考えていただきたい。

もう一つ、別の観点からお伺いします。長々しい名前なのでやめますけど、この契約はどのような入札契約形態をとってたんですか。競争入札か随意契約か。そこをお伺いします。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　平成28年６月10日に、契約期間を同日から平成32年３月31日まで、履行期間、平成29年１月１日から平成32年３月31日までとする随意契約を行っております。その要件としては、地方自治法第167条の２、第１項第２号の規定、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。」に該当することによるものとしてでございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　今、契約年、日付をおっしゃいました。平成28年６月10日、これは阿古市長が結んだ契約ではございません。前市長が結んだ契約です。実は、平成28年５月、６月、もうご存じのとおり、道の駅のさまざまな不正事件、架空工事、架空ボーリング、それから二重の契約を結んで、不当な支出をやった。これは、今、葛城市、業者と、それから前市長を相手に裁判を起こしておりますけれど、このひどい契約を市長が結んでる。この契約がまさにその同じ時期なんです。これも随意契約です。先ほど言いましたように、道の駅かつらぎ建設事業では、びっくりするような随意契約のオンパレードです。それも、今ありました。随意契約につきましては、業者と行政の癒着が生まれやすいために、地方自治法でも制限をかけております。制約を定めてるんです。しかし、こういうことが前市長のもとで行われてきたわけです。３年契約のこの契約もそういう中で結ばれています。随意契約は業者との癒着が生まれやすい契約なんです。不正が起きる、逮捕者を出した土壌になったのではないですか。何より市民の税金で成り立っている市財政の大変な浪費になるわけであります。今、取り上げてる資源ごみ収集業務における契約金額は１億5,990万円です。１億5,000万円余りの随契をやってるわけです。だから、これは、私は、ぜひともここを変えていただきたいと思ってるんです。

そこで伺います。葛城市契約規則第17条において、随意契約によろうとするときは、なるべく３人以上の者から見積書を徴さなければならないとありますけれども、この契約、他社から見積もりをとっておりますか。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　この契約については、他社からの見積りは徴しておりません。平成28年４月当時の業者選定委員会で検討され、市内に本社を有し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行例第４条に規定されている一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準に適合する業者は、

現在、収集運搬処理業務を委託している業者で、当該業者は本業務を的確に遂行できる能力を有している。当該業者が本業務を行うことにより、スムーズな収集及び適正な処理が行えると考えられるため、１社随意契約としたい旨の理由により選定されております。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　こういうことです。見積りもとってないと。それはいいんです。なれた業者だから、安定感があって何の問題もなかったと、この業者にやってもらいたいなと思っても、見積もりを他者からとったらいいんですよ。他社の見積り、低い見積りが出たら、安くなるじゃないですか。そういう努力を全くしてないんです。見積もりなしの１社随契です。しかし、現実はなかなかそう単純ではないと私も思います。つまり、入札がなかなか成立せずに随意契約にならざるを得ないという場合もありますから、とりわけリサイクル施設というのは資本力が要ります。だから、業者はそう多くありません。そのために収集した資源ごみの分別処理の業務委託については、これは、なかなか業者が選定できないということもあるかもわかりません。見積りをいろんな業者からとるのは当然ですけど、でも、結果として随意契約になるのは、当然そういうこともあろうかと思います。

周辺の他市でも非常に苦労されております。リサイクル施設を持ってる処理業者については大変苦労されているんです。しかし、だからこそ、私は、葛城市のクリーンセンターは、市民の税金で多額のお金を出してリサイクルする施設をつくったわけです。だから、ここを直営にすれば、つまり、随契でこの金額でちょっと大変やなということはなくなるんです。ここが一番どの市町村も、どの処理業者、どのリサイクルセンターを持ってる業者に頼もうか。なかなか随意契約が高どまりする、物すごく苦労されてるんです。ところが、葛城市は自前で持っちゃったわけです。ほんなら自前でやったらいいんですよ。収集業者、先ほど言いました、これは処分のほうですから、収集業者はたくさん事業者がおられます。つまり、許可を得たら、収集車を持てば収集業者としてやれるわけですから、これは非常に競争性が働くところなんです。だから、入札について非常に透明性の高いクリアなことになるんです。しかも職員が５名もふえてるんです。だから、人件費はふえるわ、委託費はふえるわ。それでこんなことを業者に、減価償却費のかからないような運転管理業務、これ幾らかは言うてくれません。私、聞いたんです。これ２つ合体してると。リサイクル施設の運転処理の契約金は幾らですか。資源ごみ収集処理、運搬処理、２つついてる、こっちの後ろの方は幾らですか。クリーンセンターへ行ったけど、これは一体の契約やからわかりません。わからんことなんかないですよ。見積もってるんだから。そしたら、最悪でも分けて、葛城市がどうしてもリサイクル施設を業者に委託せなあかんのだったら、入札出したらいいんですよ。先ほど言ったように、業者が別になったら不合理なことが起こるかもわからないけれども、こんなん手を挙げる業者はいっぱいいます。自分の処分場を持ってたら、技術者を送ったらいいだけですから。設備はあるんだから。あと１人雇ったら終わりですやん。何ぼでも手を挙げる業者はおりますよ。それを一体にして、随意契約でやってる。これは前市政の行政のやり方です。こんなん絶対やったら、葛城市どんどんつぶれていきます。穴があいてるようなもんです。私は１億円へつれると思ってます。この処理については毎年１億円です。葛城市に

とっていろんなことができます。だから、これは本当に真剣にこの仕様書の問題、このリサイクル施設をどうするのかということを真剣に、私は議論していただきたいと思います。

そこで、これは市長しかご答弁できないと思いますので、ゼロベースで来年度の予算について、資源ごみ処理事業については考えていただけないか。ごみ処理事業について、阿古市長の見解を、突然かもわかりませんが、市長として責任ある答弁をお願いしたいと思います。

増田副議長　阿古市長。

阿古市長　議員のご質問にお答えいたします。

議員が指摘されましたように、実は、私が就任する前にこの長期契約はされておりました。ですので、就任したときには、実は、それに対する指摘を一部の方から受けた記憶がございます。ただ、その部分については契約が終わっておりましたので、見直し作業ができませんということを、その当時、返答させていただきました。ただ、その長期契約が終わる段階で見直し作業をさせていただきますということも、その当時、お話しさせていただきました。ただ、それに沿って、実は、見直し作業を現場にするように、去年の段階からしておりました。ただ、その中で現場から上がってきた、委託業者がその設計といいますか、検討に入ってたんですけども、その中から出てきた結果が余り好ましくない。更に不思議な結果を持ってきましたので、それを更にやり直すようにという指示を出しました。それで、実は、焼却業務の方と分離するように、一体に持ってきたんです、更に不思議な形で。それを分離して見直すようにという指示をして、今現在、見直しの作業をしている最中でございます。ただ、その作業が次年度までに間に合うのかどうかというのは、今のところ、もう１回確認したいと思います。今は、現状はそういう段階です。見直し作業はやりますけども、その結果について、できるだけ早く反映できるようにという思いはあるんですけども、予定がどうなっていたのか再度確認いたしたいと思います。

以上でございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　実は、このごみ処理の問題については、ほかの議員が一般質問で繰り返し取り上げられております。先ほどの阿古市長のお話の中にあったとおり、それ以降も取り上げてこられました。私も大変勉強させていただきました。しかし、私は、この契約の仕組みをつくったのは前の市長、それから前の副市長も関係してると思いますが、それから職員、その職員がつくったものを、まだそういう職員さんおるでしょう、専門的な人が。その人たちは、変えませんよ。自分たちがいいと思ってつくってるんだから。だから、私は市長にわざわざ聞いたんです。これはトップダウンでしかできません。こんなん、また同じ契約やったら、今度こそこういう、利権ですよ、これ、利権を絶つといった公約を持った市長が、それを認めることになるから、私言ってるんですよ。私は、第三者委員会による入札監視委員会が必要だと国が言ってる。葛城市も持ってほしい。こんな難しいことは職員ではできません。私は、市政検討委員会、ここには専門的な弁護士、会計士います。これ相談してください。動かしてください。それは市長のリーダーシップですよ。これ、大変なところですよ、阿古市長の公約が守れるかどうかの。そのことについて言っておきます。ぜひ、これは改善の方向でやって

いただきたい。

さて、もう一つ、私がこの入札・契約改革について述べてきたことの中に、公共事業等の中からの暴力団排除という、暴力団排除条例のことについても取り上げてまいりました。それで、これは疑念があるからということでお伺いするわけですが、これについても疑念を晴らすように、暴力団排除条例では警察にも照会できるというシステムになってるわけですから、入り込まないようにするためには、疑念があればきちっと運用していただきたいと思っているわけですけれども、葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託契約の契約は、前市長と複数の事業者で構成される組合との間で結ばれております。この組合は、平成24年度から、この契約を締結して委託するようになったんですけれども、ここでお伺いしたいんですけれども、この組合を構成する事業者の１つに、後に官製談合事件において実質的経営者が有罪判決を受けることになった建設会社が、この構成事業者に入ってるんでしょうか。これについてお伺いします。

増田副議長　前村市民生活部長。

前村市民生活部長　確認できます、平成24年度から平成30年度までの事業組合の構成事業者となっています。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　こういうこともしっかり入札契約においてはやっていただきたいと思います。この点について、葛城市において公共事業等から暴力団排除の取り組みについて、どのようなことを方針を持ってやっておられるかについてお伺いしたいと思います。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきます。

葛城市暴力団排除条例、それから葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱というものがございます。こういったものに基づきまして対応をいたしておるところでございます。現在までに具体的な適用はございませんが、関係者であると疑わしい場合には、奈良県警察に対し照会をすることについて、同意書を添付していただくよう、令和２年２月に受付を予定しております。次回の入札参加資格確認申請書を申請時に、その同意書の提出を求めるということにいたしておるところでございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　ありがとうございます。ぜひ、市民から疑いが出るようなことがないように、適正な執行をよろしくお願いいたします。

さて、こうした不正事件にかかわることになりますと、とりわけ奈良市が大変こういうことに苦労された事例が過去あります。現市長になって大変大胆な取組をされて、業者、それから議員、それから住民もそうですけれども、さまざまな要望を窓口で聞いたりします。その中には不当圧力もあります。そういう要望を聞き入ることに対して、メモをきちっととって、奈良市についてはそれをインターネットで公表すると、一定のラインは。そうすると非常に不当圧力が減ったという取組があります。

私は、一般的に、どこの会社でもそうだと思いますけれども、来客に応対したら、メモを

きちっととると、記録をとると、不当圧力があれば上司に報告する、こうなってると思うんですが、葛城市では、こうした不当圧力、不当圧力でなくても、そういう要請を受けた場合、これは議員も含みます。どういう対応になっておるんでしょうか。これについてお聞かせください。

増田副議長　吉川企画部長。

吉川企画部長　企画部の吉川でございます。

　私の方からは、日常的に記録をとっているかということについてお答えさせていただきます。この記録ということにつきましては、昨年12月議会におきまして、谷原議員がされた一般質問の公益通報に係る質問の中で、不当圧力的な行為があった場合の記録はとっているかとの質問に対し、当時の企画部長が、仕組みとしては設けられていない旨の答弁を行っているわけでございますが、実際は、過去において苦情等の対応内容書式でありましたり、相談苦情関係記録という様式を定めておりまして、現在もこの様式によりまして記録を残しているところでございます。ただ、組織的に全ての職員がこの書式を活用しているかというと、そうではなく、任意の者で記録を残しているという事例もあるようでございます。この苦情等の対応内容様式は、１つの案件について、日時、対応内容、関係者の氏名などを時系列に整理し、完結するまでを記録するものとなっているものでございまして、これの活用とともに、内容の共有方法も含めまして、再度、全庁的に周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

　以上でございます。

増田副議長　吉村総務部長。

吉村総務部長　私の方からは、不当圧力ということで、職員が感じる行為について上司に報告することですとか、その対応についてということで、マニュアルがあるかという問いでございます。その質問に対しまして答弁させていただきます。葛城市では、葛城市不当要求行為等対策要綱というものを定めてございます。その内容といたしましては、不当要求に対する職員の責務、それから、不当要求行為発生時にとるべき措置、こういったものを定めておるところでございます。加えまして、不当要求行為の具体例、対応の基本的心構え、それから具体的事例と対応要領といったものが記載された葛城市不当要求行為等対応マニュアルといったものを、平成27年２月に作成をしておりまして、庁内の掲示板に掲載するとともに職員に周知をしているといった状況でございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　周知するだけでなくて、日常的にそれが運営されるようになるように望みます。私は、公務員たる者、主体性を持って、法令に従って、きちっと毅然といろんなところで対処していただきたいと。業者とのつながりとか、住民さんからいろんな声もあるし、議員とのつながりもあるでしょうけれども、行政としてのプライドを持って、きちっとさばけるようになっていただきたい。その自信の根拠として、こういう日常的に記録をとる、不当圧力に対してはちゃんと対応するという、そういうシステムをぜひつくっていただきたいと思っております。

時間がなくなりました。２つ目の質問は、１点だけ聞きたいことがあります。10月２日に、奈良県が主催する地域フォーラムというのがございました。大和高田市、御所市、葛城市、それから広陵町の市長さんが、知事も来られまして、地域発展ビジョンについてのプレゼンテーションをするということで、私たちも参加しました。葛城市発展ビジョンということで葛城市が地域ビジョンをつくったわけでありますけれども、この中に大変おもしろい言葉が出てきましたので、これだけお聞きします。

葛城市、私、この発表は大変ユニークだったと思います。地域発展ビジョンの中で、ほかの市町は開発型です。旧来型の開発でまちを発展させよう。でも葛城市が挙げたのは、子育て環境の充実、産業の充実、災害に強いまちづくりという、非常にオーソドックスな柱を立てられました。その中に、葛城市のポテンシャルとして地域経済循環率という言葉が出てくるんです。これは、葛城市が県下で２番目だと。一体これはどういうものなのか。非常に興味がある言葉ですので、説明をお願いします。また、なぜ葛城市が高いのか、お聞かせください。

増田副議長　早田産業観光部長。

早田産業観光部長　産業観光部の早田です。よろしくお願いします。

地域経済循環率とは、生産付加価値額を分配所得で除した値であり、地域経済の自立度を示す指数でございます。生産は、１次、２次、３次産業から産出されます。分配の内訳に雇用者所得とその他所得があり、それぞれ、雇用者所得とは、主に労働者が労働の対価として得る賃金や給料等をいいます。その他所得は、財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等、雇用者所得以外の所得により構成されています。

高い要因は、葛城市の場合、２次産業、３次産業の数値額が高いことが考えられます。従前より取り組んでいた企業誘致だけではなく、企業の近隣にサービス業が出店することで、県内では大和郡山市に次ぐ２位という高い数値になっております。

以上でございます。

増田副議長　谷原一安君。

谷原議員　地域で所得を生み出して、その所得が地域で使われると、そういう循環をするということですよね。それが葛城市は大変高いと。私は、葛城市の地域発展の上では非常に重要なキーワードになろうかと思います。こういうふうな指標を持って市政をやろうという職員さんがおられるということに敬意を表しまして、ぜひ、この言葉、葛城市の将来を考えるときに地域経済循環率を高くしていきましょうと。地元で雇用を生む工場を誘致したり、お店が来て、そこで皆さんが暮らす。そうしたら人口も増加するということなんでしょうけれども、地域経済循環率という言葉をキーワードで教えていただきました。これはありがとうございます。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

増田副議長　以上で谷原一安君の発言を終結いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

増田副議長　ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日12日午前10時から本会議を再開いたしますので、９時30分にご参集お願いを申し上げておきます。

本日はこれにて延会いたします。

延　会　午後４時５１分